

ブログ記事

目次

別紙【ブログ記事】	1
1、モディ政権が満3年。その印象的・大喜利的スローガンの数々。	4
2、インド史上最大の間接税改革：GSTは7月1日から本当に導入されます。	7
3、GSTにおける「仕入税額控除」(そんなに難しい話ではありません)	10
4、キーワードは「ビジネスの促進の費用」か否か～GST導入による既払税額控除の 拡大	13
5、2018年度インドユニオンバジェット(国家予算)～骨太理解とジャイトリー 財務大臣の演説インデックス	15
6、インドで牛を食べること (マハラシュトラ動物保護法)	18
7、インドで牛を食べること (おとといの最高裁判所の判断)	21
8、インドで牛を食べること (ついに始まった中央政府の規制。如何なものかと批 判が強いが、具体的には何が問題?)	22
9、インドのダンスバーとはどのような場所か～法規制の内容と現場の実態と ..	26
10、インドの性風俗～客となることは犯罪か?	28
11、インドでの債権譲渡	32
12、インドにおける保証人の地位	34
13、インドにおける「時効」の考え方	35
14、最高裁による「国道等から500M以内での酒の販売禁止」とは何だったのか? ～経緯・現状・問題点、そして、ここがすごい～	38
15、正義のためには法律は無視できる(本当に): 経済界にとって頼もし過ぎるイ ンド最高裁判決が出ました。	43
16、インド破産法の問題状況: 債権回収手段として活用することの是非	46
17、インド破産法と保証人の地位	49
18、インドの労働法制	53
19、インドの労働法制 ～ WORKMAN(ワークマン)の該当性	56
20、インドの労働法制 ～ リストラに関する議論の一端	61
21、インドの労働法制 ～ 雇用者補償法の改正	63
22、全ての企業に法的義務適用あり ～ インド「障害者権利法」が、今年施行さ れています	66
23、【4月1日施行】インドの労働法制 ～ 産休に関する法	67
24、インドでは今や一日で会社が設立できる	69

25、オンラインの会社設立申請書がバージョンアップされました	70
26、会社法関係法規は改正が続く ~ 取締役会へのテレビ電話会議方式による出席に関する改正を題材に	73
27、インドの「企業の社会的責任」条文の和訳	76
28、企業の社会的責任（CSR）の規制状況、解釈指針を、より具体的に把握する。なぜマラソン大会にお金を出しても CSR 活動にならない？	79
29、日本にはない会社法上の役職「会社秘書役」の資格で、世界中で活躍できる！？	82
30、インド会社法の「詐欺罪」を理解する：社内不正行為への適用	86
31、インドでは男性警察官は女性を逮捕できない？法律上の女性の権利の一例（セクハラ防止法関係の雇用者の義務を含む）	89
32、インドの訴訟に関する基本的知識（インド法律事務所の説明より）	92
33、インドの訴訟の時間・費用 ~ 「ビジネスのし易さランキング」における評価結果	96
34、【速報】本日判決が出ました（NTTドコモ社とタタ社の件）	99
35、判決全文を読んでわかったこと（NTTドコモ社とタタ社の件）	101
36、インドでの、国際商事仲裁判断の争われ方 ~ 第一三共社に関するニュースから	103
37、インドへの小売業進出 ~ 無印良品ニューデリー店オープン	108
38、インドへの投資が加速するか ~ 外国投資促進委員会が廃止	110
39、出ました！2017年版統合版FDIポリシー（2017年8月28日施行）	112
40、インドでの知財問題に対する支援状況	114
41、アマゾンの攻勢に業界1位と3位が合併か：インドのネット通販の現状と、合併に関する法的規制	116
42、【本日施行】インド不動産開発法。しかし各州が作成すべきルールの作成が間に合っていない。これもインドでよくあることか。	121

1、モディ政権が満3年。その印象的・大喜利的スローガンの数々。

(2017年5月26日)

このブログでもしばしば取り上げさせていただいているモディ首相ですが、政権交代して今日でちょうど3年を迎えたそうです。

一般紙「The times of India」や「hindustan times」の今日の一面部分はインド政府のページになっており、この3年間で達成したとする取り組みが、力強く列挙されていました。

様々な政策の説明の中でも、以下のような、課題に取り組む決意と姿勢をはっきり示した言葉の数々には、とりわけ迫力を感じたところです。

BOLD AND DECISIVE (大胆で、決断力のある)

HONEST AND UNCORRUPTABLE (正直で、腐敗しない)

汚職で溜め込まれたお金と海外から流入する偽札の一掃を目的とした、「明日から現行紙幣は無効になり紙くずになる」という政策(廃貨)が実行された去年11月は、私もインドに滞在しており、新紙幣の供給が間に合わないことから来る不便さは、5時間並ばないと手持ちのお金がないとか、かなり高度なものでしたが、あれから半年経ち、あの大胆な政策も「成り立った」状況にあります。

それだけ、インドの問題状況(腐敗等)は、インド国民に広く共有されており、そこに、モディ首相があるべき方向性を、力強く示したことで、今回の政策は国が良い方向に向かうために必要なことだ、という感覚を多くの国民(12億人以上という本当に多くの国民)が持ったということだと思われます。これだけの人数に道を示すリーダーシップには、居住者として畏敬の思いを抱きます。

連日、インドの新聞は経済紙の「mint」ばかりを鼻屑にしておりますが、今日は2つの記事を紹介します。

まずはモディ政権のこの三年間の取り組みについて、様々な分野ごとにポジティブ・ネガティブな結果状況をまとめたものです。

農業、エネルギー、財務などの国家政策に加え、屋外での排便習慣を改めて清潔を心がける、などの「マインドセット」の変革にも言及されており、一層興味深い記事になっていると思いました。

Three years of Modi government: A report card

(モディ政権3年の成績表)

<http://www.livemint.com/Politics/8NCB9LKlgS9BRsToQV57PI/Three-years-of-Modi-governme-nt-A-report-card.html>

もう一つ、モディ首相は、その卓越したスピーチそのものと共に、「メイク・イン・インディア」などを始めとする、数々のキャッチーなスローガンや、「うまい言い回し」で、人々を魅了し続けてきました。それをまとめた記事です。

こんなにたくさんあるんだ、という感じですが、これは確かにうまい！と私が思ったのは、以下のような言葉でした。

MODI: Mood Of Developing India

(**インド発展の気運** ~ 言うまでもなく、モディ首相の名前(MODI)にかけています。年を取るとダジャレ好きになるのはどの国も変わらない、と言うことでしょうか(笑)。)

HOPE: Harmony, Opportunity, People's participation, Equality—aim of Indian constitution.

(**調和・機会・人民参加・平等** ~ インド憲法の目指す価値の頭文字でHOPE(希望)を作っています。素晴らしい！)

IT + IT = IT - Indian Talent + Information Technology = India Tomorrow—part of the Digital India initiative.

(**インド人の才能** + **情報技術** = **インドの未来** ~ 「デジタルインディア」のスローガンを、IT(普通はインフォメーションテクノロジー(情報技術)の略)を3つ作ってまとめています。これも秀逸！)

Red Tape to Red Carpet: Facilitating the ease of doing business.

(「**お役所仕事**」から「**おもてなし**へ」 ~ インドでのビジネスのし易さの変革について言い表しています。でもこのままスピーチなどで使いたくなります。)

Tax Terrorism: Comment on aggressive tax policies including retrospective amendment of tax laws.

(**税テロ** ~ インドでは税務官が無理にでも徴税額を増やそうと、悪い意味でアグレッシブ(ぐいぐい来る)ことは、全ての日本企業が実感していることかと思います。時に関係規制が遡及適用されることすらあります。そんな状況を、政権としてネガティブに表した言葉です。)

FDI: First Develop India

(**インドの発展が第一** ~ FDIというと、通常は外国直接投資(Foreign Direct Investment)を意味するのですが、その真の目的を、同じ略語で言い表しているところが面白い。)

EPI: Every Person is Important (The new VIP)

(すべて個人が重要～モディ首相は先日、公用車に付けられていたいわゆるレッドビーコン(日本ではパトカーについている赤色警告灯)を廃止しました。特権階級文化をなくす取り組みをしているようです。)

ABCD: Avoid, Bypass, Confuse, Delay—comment on the culture within the Indian bureaucracy.

(やらない・無視・混乱・遅延～インドの官僚制度へのコメント)

Cooperative and Competitive Federalism: Aims at improving centre-state relationship through teamwork.

(協力的で且つ競争心のある連邦主義:インドは各州が言葉も文化も全く異なりますから、連邦国家をしてまとめるのは大変です。。)

3 Ds: Democracy, Demography and Demand—a comment on India's advantage over other countries.

(民主主義・人口・そして需要～インドが他国より優位な点についてのコメント)

キリがないので、以上、個人的なベスト10で止めておきます。

Three years of Modi govt: The Lexicon

(モディ政権3年の「辞書」)

<http://www.livemint.com/Politics/68YC6uR0btrTuNnBXq6ZZN/Three-Years-of-Modi-government-The-Lexicon.html>

2、インド史上最大の間接税改革：GST は7月1日から本当に導入されます。

(2017年6月21日)

GST(Goods and Services Tax:物品サービス税)については、事態が流動的で、且つ内容も複雑なため、ブログでは触れていませんでしたが、今週、7月1日から本当に適用が始まるのが財務大臣から表明されたようです。

昨年末の段階では、今年(2017年)4月1日からの導入が計画されていたところ、大方の予想どおり、延期されて7月になり、そして更なる延期の可能性も論じられていましたが、いよいよ2週間を切り、「予定どおりやる」ことが最終決定されました。

導入を目前にした財務大臣の言葉「目をそらさないように。そらすと失敗する(The first principle is you should never blink. If you blink, then you get derailed)」からは、昨年の廃貨の時と同様、GSTについても、導入後に、制度を走らせながらルールを調整していくのであろう意図が伺えます。

今日のエコノミックタイムズの記事です。

Will be switching to GST regulation from June 30 midnight: FM Arun Jaitley (FMは財務大臣(finance minister))

<http://economictimes.indiatimes.com/small-biz/policy-trends/will-be-switching-to-gst-regulation-from-june-30-midnight-fm-arun-jaitley/articleshow/59231624.cms>

そういうわけで、導入前後のこの時期は特に、私もGSTまわりの整理にも注力することにしようと思います。

今日はまず、消費者の立場で何が変わるのか、新聞報道をもとに、ざっとまとめておくことにします。

間接税の統一化

例えば今日、ファストフードのSubwayでサンドウィッチを買いましたが、レシートを見ると、TaxがAからDまで4種類も記載されていました。

これが、GSTが導入されると1つになります。

具体的には、現状ではVAT(value added tax:付加価値税)、サービス税、などと税の名前も記載されているのですが、飲食店で食事をすると、こういう似たような税金が重ねて課税されているのです。これは、インドでは中央政府と州政府の双方に課税権があることに由来していました。

GSTになると、この点も統合されます。

税率は対象によって異なる

日本の消費税は現在一律8%ですが、インドのGSTは対象となる物品、サービスごとに、異なる税率が非常に細かく規定されています。

その中で、中心となる税率は、12%及び18%、と理解されているようです。日本より高いですね。

ただ、日常的な食品類は、「0%」で税金がかからない、逆に五つ星ホテルの利用は28%かける、など、よく議論された結果と見受けられるきめ細かさになっています。

また、GSTが導入されると税が一本化されるので税金が安くなるかということ、必ずしもそうではなく、むしろ基本的には負担増にはなるようです。

ムンバイで私が利用していた共有オフィスである[Ministry of New](#)さんからメールが来て、施設利用料にかかる税率はこれまで14.5%でしたが、18%になります、とのことでした。

下記のbloombergの記事は、GST導入により期待される経済効果、例えば、州をまたぐ物流コストの大幅な低減、そして賄賂を要求される場面がなくなることへの期待が、具体的に記載されたものですが、中盤以降には、GSTの税率が他国の比較で図示されており、更に、いくつかの品目について、GST導入前と導入後での税率の比較も図で掲載されています。図はわかりやすいです。

Bribes, Borders and Middlemen: Why India's GST is a Game Changer

<https://www.bloombergquint.com/politics/2017/06/20/bribes-borders-and-middlemen-why-in-dia-s-gst-is-a-game-changer>

また、以下のThe economic Timesの記事も、前者は税率が網羅的に、後者は導入前後の比較がコンパクトに、それぞれよくまとまっています。

A quick guide to India GST rates 2017

<http://economictimes.indiatimes.com/news/economy/policy/a-quick-guide-to-india-gst-rates-in-2017/articleshow/58743715.cms>

How GST impact your household budget

<http://www.hindustantimes.com/business-news/how-india-s-gst-in-its-current-avatar-deviates-from-global-practices/story-zTe3rS3PDBtf8LAtjgbYKO.html>

これらを読んで、私の関心事の関連で思ったことをランダムに書かせていただきますと、
・グルガオンで自転車を購入しようか思案中でしたが、GST導入で税率は19から12%に下がるようで、これは「待ち」ですね。

・逆に、携帯電話は6から12%に上がるようです。私は、今は日本で買ったiPhoneを使っていますが、インドで人気の(特にセルフイー機能がいいと評判の)Vivoやoppoは、1万円ちょっとで買えて、しかも「ダブルSIM」ができるらしく、それ1台で日本とインドの番号の2台持ちみたいなことができることを最近知ったところでした。買うなら6月中がお得なようです。

・ホテルの宿泊費については、5000ルピー以上については前述のとおり28%で、これはアップになるようです。逆に、1000ルピー以下の場合、GSTはかからないそうです。

現状、日本からの出張者はだいたい5000以上のところに泊まることが多いように思われ、1000ルピーのホテルに泊まる方はまずいないと思いますが(笑)、私はインド全土をまわって、Make my tripというインドの旅行アプリ(インドのホテルの予約はたぶんこれを使うのが一番安い)で見つけられる、割引後999ルピー、というホテルの中には、日本のビジネスホテルチェーンと同じレベル感のホテルがあることも知っているので、1000未満、の魅力はますます高まった(笑)、と感じました。

ちなみに、昨晚コルカタで泊まったホテルは、私の事務所のクライアント企業の方にご紹介いただいた5つ星ホテルでしたが、税率は合計で約19%でした。GST導入後は28%ですから、結構大幅に上がることになりそうです。

その他、食べ物だけ比べても、税率が0%と5%と12%と18%と28%のものがそれぞれあり、その理由に思いを巡らすだけでも、今のインドが見えてくるように思われます。

以上

3、GSTにおける「仕入税額控除」(そんなに難しい話ではありません)

(2017年6月23日)

今日も引き続き GST(Goods and Services Tax:物品サービス税)について、昨日までと異なるトピックを記載します。

上記の動画は昨日公開のものですが、内容は、「サービス税の税率はアップするが、二重課税が解消されるので実質的に値上げにはならないだろう」とか、「コンプライアンスが実現することで税収入は維持できるだろう」など、前向きな見通しが説明されています。

以上の意味合いに関連することとして、今日のメモの内容は、

GSTには、日本の消費税における「[仕入税額控除](#)」に類似の「input tax credit」の適用があり、これが一つの特徴・GST導入のメリットとされている。

ただ、「input tax credit」が機能するためには、自分だけでなく、当該物やサービスの商流に係る他者(サプライヤー)も必要な手続きをしている必要がある。

GSTネットワーク(GSTN)と呼ばれるシステムへの登録や申請は、正確に入力することの煩雑さ等の困難も認められ、初めてこの手のコンピューターを使う小規模業者が使いこなせるのかも含めて、混乱も予想される。

ということで、いずれも新聞記事のまとめではありますが、以下、敷衍させていただきます。

__ input tax credit

これは、仕入れや必要経費として既に自ら支払ったGSTを、自らの物やサービスの提供において顧客から徴取したGSTの納税額から控除できる、という制度だと思われます。

数ある記事のうち、この点の説明については、以下のものが一番わかりやすかったです。

How is input tax credit calculated ?

<http://www.livemint.com/Money/7nXkl2PU7fYbrl14V53skl/How-is-input-tax-credit-calculated.html>

この記事で説明に用いられていた例は以下のようなものです。

- ・ A社は金属食器の製造会社
- ・ B社は鉄鋼会社
- ・ A社はB社から鉄とその他金属を購入
- ・ 鉄は500ルピー、GSTは18%で90ルピー
- ・ 他の金属は100ルピー、GSTは28%で28ルピー
- ・ A社はB社に合計118ルピーのGSTを支払った
- ・ A社はそれらでお皿を作って顧客に売った
- ・ プレートは800ルピー、GSTは18%で144ルピー
- ・ A社はGSTとして144ルピーを顧客から受け取った
- ・ A社は本来この144ルピーを預かりGSTとして納税する
- ・ しかしその原材料調達に118ルピーを既に払っている
- ・ なので144から118を引くことができる
- ・ A社が納めるべきGSTは26ルピー

というわけで、この制度は、GSTは最終的な付加価値に課税するものとし、実質的な二重課税はしない、という発想によるものだと思います。

このような控除制度は、インドのこれまでの税制にもあったようではあるのですが、例えば連邦のサービス税では認められていないなど、数多い間接税の種類によってまちまちだったようです。これが統一的に適用をみることになるのは、税制としては確かに「改良」と言えると思います。

二重課税が減ることで、その分が物やサービスの価格自体に反映されることも期待でき、物価も下がるのではないかと、との推測も散見するところです。

input tax creditを享受するための手続

これについては以下の記事が詳しいです。

Understanding Input Tax Credit in GST and why it may have drastic impact on companies

<http://economictimes.indiatimes.com/small-biz/policy-trends/understanding-input-tax-credit-in-gst-and-why-it-may-have-drastic-impact-on-companies/articleshow/58655290.cms>

昨日の投稿でリンクを貼ったGST法において、物やサービスの「supply」に該当する者である「サプライヤー」は、州や連邦直轄領のシステムに登録しなければならないとされています(22条。なお、日本の消費税でも免税事業者になる課税売上高(1000万円以下)の定めがありますが、インドでは20万ルピー(約35万円)を超えると登録義務が生じます。日本よりハードルはずっと低いですね。)

上記記事は、この登録がされていることを前提に、input tax creditを享受するための具体的手続(書式は何を用いるかなど)が説明されています。

GSTN

下記記事も、input tax creditを享受するためにも必要となるネットワークであるGSTNに関して説明されています。

Here's why GST could fester into a messy swamp

(GSTが厄介な混乱状況に陥る可能性)

<http://economictimes.indiatimes.com/small-biz/policy-trends/heres-why-gst-could-fester-into-a-messy-swamp/articleshow/59248843.cms>

メリット享受のために取引の電子申告を義務化する、というのは、税の捕捉の観点からもうまいやり方であり、不正も減らせる、納税コンプライアンスが実現する、と評価する記事を目にすることが多いです。

他方、月に3回も電子申告しなければならないとか、シリアル番号の入力だけでも細かくて煩雑だとか、そもそも登録段階でギブアップした業者もいるだとか、今後の運用に不安を感じさせる状況についてもこの記事は説明しています。

以上

4、キーワードは「ビジネスの促進の費用」か否か～GST 導入による既払税額控除の拡大

(2017年6月27日)

これまでは、例えば小売業者が、その商品を貯蔵するための冷蔵庫を購入した場合でも、その際に支払った間接税を、自らが納めるべき間接税から控除することは認められていなかった。しかし、GSTが導入されるとこれが可能になる～

Companies can avail input tax credit for most business expenses

<http://economictimes.indiatimes.com/news/economy/policy/companies-can-avail-input-tax-credit-for-most-business-expenses/articleshow/59327384.cms>

「[GSTにおける仕入税額控除](#)」の投稿でも扱った、input tax creditですが、上記のThe Economic times(ET)の記事でも、GST導入により従前の扱いが変更されることが説明されています。

他に例として挙げられているのは、仕事関係者との昼食や、[CSR\(企業の社会的責任\)活動](#)に費やされた費用などです。

条文としては、GST法の16条で(1)で、「ビジネスの過程で、又はビジネスの促進のために(in the course or furtherance of his business)」使用された物やサービスについて、この適用が認められると定められています。

この解釈指針まではまだ見つけることができず、また例えばその物やサービスの「一部」がビジネスに利用された場合はどうなるか(17条)など、詳細な理解には、どのみち専門家の助力が必要だと思われそうですが、ただイメージとして、日本になぞらえて、「インドでは、消費税の仕入税額控除の範囲は拡大したようなので、あれもこれもビジネス関係と言えないかチェックする価値はある」という認識をお持ちいただければ、有意ではないかと思えます。

ちなみに、この「ビジネスを促進する」と言えるか、の解釈に関しては、結局のところはまた税務訴訟の増加を招くのだろうな などとも思ったところ、やはり今日のETに、GSTは税率が細分化されているので(0,5,12,18,28%)、そもそも当該物等がどの税率の区分に該当するかをめぐって訴訟が激増する、と予測され、弁護士はホクホク(笑いが止まらない)、というような記事も掲載されていました。

Lawyers are smiling as GST set to fuel litigation wave

<http://economictimes.indiatimes.com/small-biz/policy-trends/lawyers-are-smiling-as-gst-set-to-fuel-litigation-wave/articleshow/59332362.cms>

以上

5、2018年度インドユニオンバジェット（国家予算）～骨太理解とジャイトリー財務大臣の演説インデックス

(2018年2月7日)

インドにおける予算案の意義については、昨年の投稿「[インドの今が理解できる！次年度予算案\(Union Budget 2016-17\)発表](#)」もご参照ください。去年に続き、今年も2月1日に発表されました。

<骨太理解(在留外国人として)>

- ・来年選挙だから、内向きだな。
- ・関税が上がる！
- ・外国投資促進策は(去年は少しあったけど)見当たらないな

次年度の総選挙を控え、こういう人たちに支持されることを志向しているんだなと(図解で)わかる記事がこちらです。

Why today's budget is important

<http://www.livemint.com/Politics/GdCs0ZwiLNVWTolcm1r5cP/Why-todays-budget-is-important.html>

日本を含め外国企業のビジネスにも直接影響し得る、関税の変化については、この記事が詳しいです。

Union Budget 2018: Reimagining Customs...

<https://www.bloombergquint.com/union-budget-2018/2018/02/01/union-budget-2018-reimagining-customs>

外国投資促進政策については、去年は外国投資促進委員会が廃止されるなど手続簡素化策が発表されたりもしましたが、同方向の具体的施策はありませんでした。

また、昨年度予算案では、複雑な労働法制を4つの法律にまとめる、と言明されていましたが、この1年、進展はなく、今年度予算案においては言及すらされませんでした。。

<財務大臣の予算演説のインデックス>

ジャイトリー財務大臣のBudget Speechは財務省の[Union Budgetのページ](http://www.indiabudget.gov.in/ub2018-19/bs/bs.pdf)で公開されており、別表も含めて62頁になります。

<http://www.indiabudget.gov.in/ub2018-19/bs/bs.pdf>

一応、ひとりで読みましたので、Indexという大げさですが、私が法制度調査の観点を含め、個人的に関心を持った項目(各トピックごとに番号がふられています)に、読みながら備忘的に付したメモを、ここに残しておきます。予算演説の原典にあたろうと思う方がいらっしゃいましたら、参考になりましたら、これが今年度予算案の特徴の一端と理解していただければと思います。

//////////

- 13: 農業政策では、政府が定める最低価格(MSP)というのがあって今年を対象作物が増やされるようだ。
- 14: 「holistic approach」という言葉がよく出てくる。農業政策もいろいろな政策で「総体的に」対処するという意味で、in fragments(断片的、バラバラに)と対比してアピールしている。
- 36: 貧困対策。略語を理解したい。SCはScheduled Castesで不可触賤民(casteがカースト)、STはScheduled Tribesで指定部族。
- 39: 4000万人に無料で電気供給計画すごい。1600億ルピーあてる！
- 40: 政府はあと2000万個のトイレを作る！
- 57: 目玉の一つ、健康センター。無料で診断と薬の処方。120億ルピーをあてるとともに、企業にもCSR活動としての寄付を呼びかけている。
- 59: 最大の目玉、貧困層向け医療保障プログラム！1億人をカバー、年間最大50万ルピーをひと家族に医療費として支給！
- 61: TBとはtuberculosisで結核のここのようだ。結核患者のサポートに60億ルピーをあてる。
- 68: 政府の考える重点分野が説明されている。「inclusive society(共生社会、あらゆる人々が参加する社会)」がキーワード。
- 70: 結論として、健康教育社会保護分野への予算は去年より増加する。
- 72: 中小企業の税負担軽減。また、資金調達促進の観点からの施策が近日中に発表されるらしい。

74: NBFC(ノンバンクファイナンシャルカンパニー)関係のポリシーも近日中に改正されるようだ。

79及び80: 雇用促進策(特に女性の)

87: スマートシティ構想についての現状説明。

97: 鉄道の利便性向上策。2万5000機のエスカレーターを、全ての駅と車両にWi-Fiと監視カメラを設置する(でもいつ?)

100: 空港のキャパシティを5倍にする(したい?)

106: 印紙税法を改正する予定。

110: Wi-Fi環境。さらに50万台のホットスポットを設置して農村部の5000万人がネット接続できるよう、今年度に1000億円をあてる。

130及び131: オンライン手続を促進していくという話。

137: ガンジー生誕150年記念行事(次年度から)のために15億ルピーを確保しておく。

151: サラリーマンの課税緩和について。

160: 関税。毎年下げてきたが、今年は国内生産促進のため上昇に舵をきると。具体的に言及されている産業分野は食品加工、電子機器、自動車部品、履き物、家具。具体的な関税率の変更は52ページから。

163: 関税法改正。頻発し過ぎる税務調査を減らす観点の政策も含まれる。

165: まとめとして、今年の重点項目が列挙されている。 ////////////////

以上

6、インドで牛を食べること（マハラシュトラ動物保護法）

(2017年1月28日)

また牛の話なのですが、今日は「牛追い祭り」ではなく、インドでは牛肉は食べられないんだって？とよく聞かれるので、この法的規制にまつわるトピックを紹介します。

私が今年度、主に滞在しているムンバイに去年初めて来た時、多くの日本人の方から、ムンバイでは牛肉を持っているだけで処罰されることになっているんですよ、と教えてもらいました。調べてみると、ムンバイがあるマハラシュトラ州の法律(州法)に、

[The Maharashtra Animal Preservation Act, 1976（1976年マハラシュトラ動物保護法）](#) というものがあります。さらに、[これが2015年に一部改正されていました](#)。

以下、禁止行為や特色を、簡単にまとめておきます。

▪ もともとの法律の内容

この法律は、1976年の制定段階では、cow(雌牛・乳牛)の slaughter(食肉処理)を禁止すること(だけ)をその内容としていました。

但し、厳密には、cowは同法で「includes a heifer or male or female of a cow」と定義されているので、雌牛・乳牛だけではなく、heifer(まだ子供を産んでいない若い雌牛)、male or female of a cow(雄か雌かを問わず、雌牛の子牛)も含まれることとなります。

また、禁止されている行為も、slaughter(食肉処理)自体だけではなく、

cause to be slaughtered (食肉処理してもらう)

offer for slaughter(食肉処理を申し出る)

以上の3種類の行為が禁じられています。

これらの行為をマハラシュトラ州内で行うことが禁止され(5条)、違反に対する罰則として、懲役(6ヶ月以下)、罰金(1000ルピー以下)、またはそれらの併科が規定されていました(9条)。

▪ 改正後の内容

それが、2015年の改正により、対象となる牛の種類が増え、また禁止行為も追加されるに至りました。

(1) 牛の種類

cowに加え、bull(去勢されていない雄牛)とbullock(去勢された牛)が加えられました。その結果、マハラシュトラ州で食肉処理できる牛は、Buffalo(水牛)だけになった、と考えられています。

(2) 禁止行為

5条のslaughter(食肉処理)のところに枝番が加えられ、禁止行為が一気に追加されました。禁止のバリエーションが行為ごとにちぐはぐでわかりにくいのですが、一応整理すると以下のとおりです。

・5A (1) transport(輸送)

5条同様、causeとofferも禁止されています。

(2) export(輸入)

causeも禁止されています(offerは含みません)。

・5B purchase, sell, dispose(購入、売却、廃棄)

offerも禁止されています(causeは含みません)。

・5C have in one's possession(所持)

本法に違反して食肉処理された「flesh(肉)」の所持が原則的に禁じられています。

・5D have in one's possession(所持)

同州の外で食肉処理された「flesh(肉)」の所持が一律に禁じられています。

(3) 違反の罰則

・5条、5A、5Bについて、懲役は5年以下、罰金は1万ルピー以下と、大幅に重くされました。

・5C、5Dについて、懲役は1年以下、罰金は2000ルピー以下とされました。

(4) その他、特徴的と思われること

どんどんマニアックになってきますが、びっくりする内容がありましたので記載しておきます。

・立証責任が被告人に課せられている！

改正により、禁止行為を行ったことが本法の違反に該当しないことの立証責任は、被告人にあると規定されました(9B)。

細かい話になりますが、5条、5A、5Bの禁止行為には主観的要件(「本法に違反して食肉処理する目的で、輸入する、など」も定められており、有罪認定されるためには訴追側がこの主観的要件を立証する必要があるというのが、適正手続という理念に基づく「疑わしきは罰せず」の原則からして当然と考えられているのですが、驚くべき規定を見つけてしまいました。

・保釈が認められない！

改正により、10条に本法違反は「non-bailable(保釈が認められない)」との文言が付加されました。

これも、日本で法律を学んだ者としては理解しがたい規定です。保釈(刑事手続で勾留されている被告人の身柄の拘束を一定条件のもとで解くこと)は、手続の問題であり、日本の刑事訴訟法では、犯した(と疑われている)罪の重さも条件の一つとされてはいますが、重大事犯を犯した(と疑われている)から一切保釈はダメとはされておらず、最終的には被告人側の身柄拘束継続による不利益なども勘案して、保釈するか否かの決定がされる制度設計になっています(刑事訴訟法90条)。上記改正は、食肉処理問題は重大な違反であり身柄解放などもってのほか、という、応報的な発想に基づいているのでしょうか？

以上、長くなってしまいましたが、ムンバイではこの牛肉所持禁止について、罰則もあるようなので、一応条文を正確に知っておきたいと思っている、という話もよく耳にしたため、細かめに整理してみました。

日本人がインドで普通に生活していて、生きている牛自体をどうこうすることはないでしょうが、ムンバイでどうしても牛肉が食べたくなくて、帰国時や、タイや香港などでの買い出し旅行時に牛肉を買ってムンバイに持ち込んで というようなことを、仮にした場合、5D条に問答無用に該当し、罰則も制度的には重い(1年以下の懲役の可能性)、ということになるわけです。

以上

7、インドで牛を食べること（おとといの最高裁判所の判断）

(2017年1月29日)

さて、昨日はマハラシュトラ州が牛肉の所持等を禁止している法律を紹介しましたが、今日の投稿は、このような禁止がインド全土でなされるべきであるとの訴訟が提起されていたところ、最高裁判所はそのような主張を認めなかった、という話です。昨日のMint紙に掲載されていました。

[Cow slaughter: Supreme Court reject plea seeking nationwide ban.](#)

最高裁は「We will not interfere in state laws.(各州の立法には介入しない)」と判示した、ということ、それだけなのですが、上記記事ではインドにおける牛の食肉処理をめぐる現状についても、以下のように簡単に説明されていました。

・インドの29ある州のうち、牛肉の消費・Cow(雌牛・乳牛)の食肉処理が許されているのは、わずか8州だけである。

・ヒンドゥー經典において、Cowは「Mother of civilization (文明の源?)」であると崇められており、牛肉の消費・Cow(雌牛・乳牛)の食肉処理は、神への冒とく行為に等しいと考えられている。

・現在のモディ首相政権の与党であるBJP(インド人民党)は、長年、Cowの食肉処理の禁止を全国的に導入するというキャンペーンを張っている。BJPは2014年の総選挙で大勝したが(10年ぶりの政権交代)、その際もCowの食肉処理禁止を公約に掲げていた。(ちなみにBJPはヒンドゥー至上主義政党と評されている。)

以上

8、インドで牛を食べること（ついに始まった中央政府の規制。如何なものかと批判が強いが、具体的には何が問題？）

(2017年6月2日)

インド政府、「牛の幸福のため」牛肉規制 家畜市場での肉牛売買禁止、一部の州やイスラム教徒は反発

<http://www.sankei.com/world/news/170530/wor1705300036-n1.html>

今週の火曜日、日本でも報道された件です。

ちなみに、「牛の幸福のため」との表題ですが、私が目にした限り、法律の文言も政府の公式コメントも「牛」ではなく「Animal(動物)」のはずです。さすがのインド政府も、正面きって「牛のため(だけ)の規制だ」とは言わないと思います。

ただ、この規制の狙いが、ヒन्दゥー教で神聖なものとされている牛の食肉処理を事実上禁止していくことにあるのは、間違いのないところなので、そういう意味では、「インド政府の本音を喝破したタイトル」と理解できるかと思います。

統計上、食肉処理される牛の90%が、上記記事にいう家畜市場で売買されているそうなので、私たち日本人居住者を含めて、インド国内での牛肉の消費への影響は、すぐに出てくるかも知れません。

それで、今日まとめておこうと思ったのは、お勉強的にはなりますが「**本件規制はインドの法制度上どのように位置付けられるか**」についてです。インドに住んでいる以上はインドで何が起っているかはできるだけ正確に理解しておきたいといえますか。。

(牛肉が食べられなくなるかも、という点については、個人的には私はビジネスビザで半年に1回はインドを出ないといけない条件が付されているので、むしろ半年ガマンして帰国した方が肉を食べる感動が大きいと思っているほうなので。。)

牛を食べることを、インドという国として禁止していこうとすることは、

- 1、国の方向性として間違っていない
(憲法上の根拠のはなし)
- 2、しかし政府が決めるのは無理がある

(ルールと法律の関係のはなし)

3、今後もおそらく難しいだろう

(憲法改正が必要? というような話)

という理解になるのだろうと思っています。

1、国の方向性として間違っていない

これは、日本国憲法の感覚では容易に想像できないことですが、インド憲法には、「国は、牛の食肉処理を禁止する対策を講じなければならない」とする規定があります(48条)。しかも「in particular(格別に)」です。

ヒンズー教徒が多いことは昨日今日始まったことではなく、憲法制定の当時からそうだ、ということなのかと思いますが、この規定を前提にすると、今回のインド政府の規制は、憲法条項の実現に忠実なもの、とすら言えるように思えます。

<インド憲法48条>

48. The State shall endeavour to organise agriculture and animal husbandry on modern and scientific lines and shall, in particular, take steps for preserving and improving the breeds, and prohibiting the slaughter, of cows and calves and other milch and draught cattle.

2、しかし中央政府が決めるのは無理がある

これは、昨日の[企業の社会的責任についての投稿](#)の中でも出てきた話ですが、今回話題になっている規制は、法形式としては法律ではなく、「Rule(一般的には規則と訳されます)」というもので、具体的な法律についての施行細則であり、国会ではなく、法の執行期間である行政府が制定します。

ある法律を実際に適用・実現していくための細かいルールということですから、当然のことながら「親」である法律とその目的は同じであり、法律にそぐわないルールを定めることはできない、ということになります。

この点、今回問題となっているインド政府の規則は、これも以前の投稿([チェンナイのデモの話](#))でも紹介した、「1960年動物への残酷行為防止法」の実施に関するものです。

ところが、同法は、動物への残酷行為を禁止しているものの、人の食用のために食肉処理することは、例外的に禁止行為とはしていないのです。

そうすると、細かい争点は省略しますが、本件規則が、食肉処理される牛の90%が売買されている家畜市場での取引を禁じていることは、全面的・直接的ではないにせよ、実質的には食肉処

理を封じるものと評価され得るわけで、結局、「規則のくせに、親である法律と矛盾した規制を強いるものになってしまっている」という点において、今後、その有効性が裁判所で争われる事態になるのではないかと考えられます。

3、牛の食肉処理の全面禁止は今後もおそらく難しいだろう

前記のとおり、政府の規則により食肉処理の全面禁止に踏み込むのは論外として、今後、前記の憲法48条にしたがい、国として牛の食肉処理を禁止するような法律をきちんと制定しよう、ということになったとしても、憲法に規定された他の価値との関係で、インド全土での一律禁止の実現は難しいように思われます。

・日本国憲法と同様、インド憲法でも各種の基本的な人権が保障されており、職業選択の自由なども認められています。ヒンズー教という「あくまでいち宗教」で神聖視されているから、という事情で、信者ではない者の基本的な人権まで制限するのは合理的なのか(食肉処理に携わっている人は職業を止めさせられることになる)、というと、大いに疑問に感じます。

・これも[以前の投稿\(労働法制の説明の回\)](#)で触れましたが、インドでは憲法上、立法権は連邦と各州の両方に認められており、事柄によっては、州政府だけに立法権が認められているものも数多く規定されています。

したがって、「食肉処理」に関する立法を連邦が制定しようとしても、「それは州の立法権の侵害だ」などとして議論が紛糾する余地があります。

冒頭のニュース記事にある、西ベンガル州の首相が「州の権限を侵害して違憲だ」と主張しているというのは、そういうことです。(より具体的に、これは農業の関係だから州の専権事項だ、という主張も見聞きます。)

インドは、宗教と生活の関わりが強く、その効果は憲法にまで及んでいること。また、1つの国とはいえ連邦国家であり、実質的にはたくさんの「国」の集合体であること。そのような、日本とは全く異なる事情を背景に考えると、本件の理解も整理しやすいかと思えます。

ただ、一番の問題は、法律にそぐわない規制を政府だけで始められるわけではないだろう、ということであり、それは日本でもインドでも同じ、ということです。

最高裁: 牛の売買を禁止する政府命令についてマドラス高裁による停止決定を延長 ([Madras HC's stay on cattle trade law to continue: Supreme Court](#)) from *TIMES NOW*

(後日追記した文)

[インドで牛を食べること](#) でご紹介した、家畜市馬での牛の売買を禁止する中央政府の規制が施行された件ですが、しばらくフォローしていないうちに、タミルナドゥ州のマドラス高裁が、施行を停止する決定をしていたようで、上記記事は、最高裁がかかる高裁決定の停止の効力を延長し、且つ、その効力がインド全域に及ぶものとした、と報じています。

手続としては、これも前にご紹介したことがある、インド特有の公益訴訟(PIL:public interest litigation)が提起されているようです。誰でも最高裁に直接、基本的人権に関する救済を求めることができるという制度です。

PILとマドラス高裁決定との関係性など、日本法の知識からでは想像が難しい疑問点は多々あるのですが、いずれにせよ現在の実情としては、施行が法的に停止されていることで、政府も態度を軟化させているようだとも書かれており、程なく、政府命令の内容が修正される可能性もありそうです。

以上

9、インドのダンスバーとはどのような場所か～法規制の内容と現場の実態と

(2017年5月23日)

ムンバイを州都とするマハラシュトラ州には、いわゆるダンスバーと呼ばれる歓楽施設の営業を規制する法律があります。

同法によればダンスバーの営業は許可制になっています。ライセンスを得ないで営業していた店舗に警察が立ち入り、経営者と共に客も逮捕されたという新聞報道を去年12月に目にしたことがあります。

ダンスバーはその存在自体が違法というわけではないので、インド人のお付き合い等で日本人の方が訪れることもあるかと思われそうですが、上記のようなリスクもあるので、法規制の内容については把握されておいた方がよいと思います。

まず、ダンスバーとはそもそもどのような施設なのかですが、以下の映像は「NEWS INDIA」の報道のもので、これを見ると、何となくわかるのではないかと思います。(注:実際にブログには同報道の動画が貼り付けてある。

また、法律のリンクを貼っておきます。名前は、「2016年マハラシュトラ ホテル・レストラン・バーにおけるみだらなダンスの禁止と女性の尊厳を保護する法律」などと訳せるかと思えます。

[the Maharashtra Prohibition of Obscene Dance in Hotels, Restaurants and BarRooms and Protection of Dignity of Women \(working therein\) Act, 2016](#)

私がざっと読んで、まずもって知ってよかった、と思ったのは以下の点です。

すなわち、私はダンスバーについて、インド人の方から、「ダンスバーは、基本的に、フロアで女性ダンサーが踊っていて、そこに、客がいいなと思ったダンサーがいた時に、紙幣を手裏剣のように女性に向けて飛ばす・ばら撒く(そのためにお店で10ルピー札のような低額紙幣に両替する)。そうすると、女性が目の前にやってきて、熱の込もった踊りをみせてくれる」というような説明を聞いていました。

ところが、前掲のマハラシュトラ法を確認したところ、ダンサーに対して(to a dancer)、お金をまくこと(throw or shower coins, currency notes)は、そもそも条文上明確に禁止されていたのでした。おいおい、女性に向けてお金を飛ばしちゃダメなんじゃないか！(なお、その他、直接お金を渡したり、ダンサーに触ったり、下品な振る舞い(indecently behave)をすることも禁止されています。)

たぶん、そのインド人も法律の条文までは知らなかったのではないかと思います。
前記の逮捕報道について、お店が許可を取っていなかったとしても、どうして客まで逮捕されたのだらうと、私は非常に不思議に思っていたのですが、同法は客に適用され得る罰則もあるわけです。(ちなみに法定刑は六ヶ月の懲役を含みます。)

同法では、ライセンスを得た営業主は種々の条件を遵守しなければならないことになっており、違法営業店に入ってしまうリスクを避けるためには、この条件についてもある程度把握しておいた方がよいようにも思っています。

そして、他方、新聞報道によれば、この法律はその有効性について裁判所で争われている、という状況にもあるようで、具体的には、このような業態を営むために行政許可が必要とされている営業主体からも(営業の自由の侵害)、そして、この法律が保護対象としている、女性ダンサーの側からも(生計の維持を妨げられるとして)、訴えが提起されており、ネットをざっと見た限りでは、未だに係争中の様子です。ということは、同法自体が裁判所によって廃止される可能性もあるということになります。

以上

10、インドの性風俗～客となることは犯罪か？

(2017年12月13日)

昨晚、[以前にもご紹介したことがある、グルガオンの安くて美味しい中華料理屋さん](#)で食事をして、帰宅したところ、友人から、「そのお店と同じモールに入っているマッサージ店が摘発されたらしい」として、下記の記事を教えてもらいました。

No happy ending: Gurgaon police bust spa-sex racket, arrest over 6 massage girls

(気持ちよくない結末: グルガオン警察、違法な性的マッサージ店をガサ入れ、6名のマッサージ嬢を逮捕)

<http://indiatoday.intoday.in/story/gurugram-spa-sex-racket-busted/1/1107440.html>

こういう類の記事でよく出てくる英単語の意味を、文末に列挙しておきましたので、それをご参照しながら、ぜひお読みいただければと思います。

その中でも、記事のポイントというか、私が日本人として目を引かれたのは、以下の部分です。

.....
こういったスパやマッサージのお店は、タイのバンコクで観光客向けに提供されているサービスと同類である。唯一違うのは、タイではこういった施設は観光業の1つとして収益を上げているが、インドでは違法な活動と見なされているということである。

These spa and massage centres are similar to the services offered in Bangkok to tourists. The only difference is Thailand is a country where such facilities come under tourism and generate funds for the exchequer while they are deemed illegal activities in India.

本紙の記者がMGロードのJMDモールにある、とあるスパに取材であることを秘して訪れたところ、女性マネージャーから「マッサージと性的サービスとのパッケージ」を1時間1800ルピー(約3200円)で勧められた。

彼女はサービスについて、日本式、タイ式、インドネシア式、ロシア式、中国式のパッケージが1000から3000ルピーだと説明し、インド式のマッサージ(すてきな性的サービスはつかない)なら799から1000ルピーだと付け加えた。

When an undercover MAIL TODAY reporter visited a spa at JMD Regent Square mall on MG Road, the female manager offered "massage and sexual advance package" at a cost of Rs 1,800 for an hour.

She quoted details of Japanese, Thai, Indonesian, Russian and Chinese massage packages priced at Rs 1,000 to 3,000. The manager added that Indian massage was also available for Rs 799 to 1,000 apart from "luxury to set" sex deals.

.....

というわけで、このindiatodayの記事からわかることは、

・タイをはじめとした東南アジアではよくある(らしい)、この種の風俗店は、インドでは違法とされている

・しかし一方では、「日本式」と称した性的サービスの提供も行われており、その需要の存在が推認される

ということかと思えます。

摘発されたお店のあるモールだけでなく、「JMDモール」も私の家(住宅街)から徒歩10分の場所です。かような身近で、日本でイメージするところの「性風俗店」が営業しているということも、驚きの事実でした。

～客になることも犯罪になるのか(逮捕される可能性はあるのか)～

上記記事によれば、警察の摘発によって逮捕されたのは、サービス提供をしていた女性6名と、店舗の支配人の男性1名とのことでした。

では、客として性的サービスの提供を受けることは、インドでは犯罪なのでしょうか。警察が突入してきた時にそのようなサービスを現に享受していた場合、客も逮捕される可能性があるのでしょうか。

この点、まず、インドにおけるいわゆる売春について、ネットで調べてみましたところ、その歴史や社会背景を含めて全体像の咀嚼には今後一定の時間をかける必要がありそうですが、どうやら、

法的には、性的サービスを提供してその対価を得ること、そのこと自体が違法とされているわけでは、ないようです。

そして、客はどうなんだという関心事に絞ると、結論としては、一定の場合には客になることが犯罪を構成し得る、ということになるようです。

具体的には、ざっくりいうと

・場所の問題

公共の場所(public place)から200メートル以内の場所又は各州が定めるエリアで性的サービスの提供に関わった場合

3月以下の懲役

・相手の問題

性的サービスの提供者が、チャイルド(16歳未満)又はマイナー(16歳以上18歳未満)であった場合

この場合の刑罰は重く、7年以上の懲役(終身刑を科すことも可)、又は10年以下の懲役に罰金を併科

ということになります。

根拠法令は、[THE IMMORAL TRAFFIC\(PREVENTION\) ACT,1956](#)で、条文は、上記の場所の問題が同法7条(1)、相手の問題が同法7条(2)です。

現時点で私が確認できた限り、少なくともこれらの条文は、客としての行為にも適用され得るものだと考えられます。

なお、蛇足ですが、同法は基本的に「prostitution」にまつわる行為を規制するもので、prostitutionは通常は「売春」と訳される単語ですが、同法上は、prostitutionは性資源の経済的利用全般を意味するものとして定義されていますので(2条(f))、いわゆる性交渉だけではなく、日本人として性風俗と思い当たるようなサービスを受けることは、全てこの法律に引っかかってくる、と理解されてよいかと思われます。

～まとめ:インド人家族との朝の会話から～

今回の記事に接したのを契機に、この分野についてはもっと知識を得たいと思っていますが、ご紹介した法律を概観する限りでは、インドにおいても、**性風俗の規制に関する考え方は、日本と共通するものであり**、社会秩序の維持(場所の問題)及び未成年者の保護(相手の問題)を目的としている、と理解できます。

逆に言えば、判断能力も備わる成人になれば、女性がそのような活動でお金を稼ぐこと自体は咎めない、ただ、おおっぴらにやるようなことは社会合意として認めがたく、人目につかないようにやりなさい、というのが、根本発想かと思います。

ただ、そうは言っても、成人女性でも、その境遇等によって「性的搾取」される立場に陥ることは現実にはままあり、それを防止することも、前記法律の目的となっているようです。

そのような一定の理解を得た後、今朝の朝食の場で、インド人家族の皆さん(今日は30代の兄弟2人)にこの記事の話題をふって、いろいろと話をしました。

彼らは、ここまで書いてきた私の理解は間違っていないと言ってくれた上で、この記事で取り上げられていたスパ店だけではなく、インドでは、主として貧困に起因して、売春を生業としている女性は相当数存在すること、具体的にはデリーの空港の近くの何とかという地域はエリア全体が売春街と認識されていて などという詳しい話を聞かせてくれて、朝から、これまで全く知らなかったけれど、やはり現実はそのようなかと、思い知らされました。

また、「インド人はそんなスパ店にはいかない」と断言し、客はみな外国人(日本人を含めて)だろう、と話していました。

(ちなみに、この兄弟は、インドの大学卒業後はそれぞれイギリスの金融機関で数年間勤務した上でファミリービジネスにジョインした経歴を持っている方々で、インドの各種制度などいつもいろいろ教えてもらっています。)

一方で、確かに客の行為も犯罪にはあたるけれど、もし警察に踏み込まれたとしても、インドで大事なものは、たとえ警察が相手でも、その場で交渉することであり、お金を渡せばその場から解放されることは難しくないと思う、などとも、平然と話していました。。

そういったアドバイスもありましたが笑、不確定要素は排除していきたい性質の日本人としては、そういうお店で性的サービスを受けることは、インドではだいたいの場合犯罪になり、相手が未成年だったりすれば無期懲役にもなり得る、ということ、を、まずもって認識しておいて下さい。

.....

(以下この手の記事の頻出単語です)

the accused(容疑者、被告人)

bust(手入れする、逮捕する) 胸部を意味するバストもこれ

constable(警察官、巡査)

crack down((厳重に)取り締まる)

flesh trade(人身売買、売春業)

immoral(ふしだらな・わいせつな) 不道德という意味が根幹

nab(逮捕する)

pinp(売春斡旋業者、ポン引き) 複数形で「ピンプス」が多い

prostitution ring(売春組織)

racket(不正な商売) テニスのラケットもこれ

raid(急襲する(警察が踏む込む)) カバディでの攻撃もこの用語

red-handed(現行犯の(で))

scantily(ほとんど裸で) スキャンティが形容詞

trafficker(密売人)

underbelly(恥部) 「ヘソの下」なので下腹部という意味も

以上

1.1、インドでの債権譲渡

(2017年8月10日)

AはBに対し、貸金債権を有しているところ、この債権をCに譲渡したい。

インドにおいて、これを有効に実行するための要件は、以下のように理解されるようです。

AからCへの譲渡は、A(譲渡人)の署名のある契約書を作成することで有効に行うことができる。

但し、B(債務者)との関係では、Bに対して譲渡の通知をする必要がある。かかる通知には原則的にはA(譲渡人)の署名が必要であり、Aが署名を拒んだ場合は、C(譲受人)の署名が必要である。

債権譲渡契約を、ABCの三者間契約として締結すれば、 の通知をする必要はない。
の書面は、公証人が関与せず作成されても有効である。

以下、それぞれについて説明を敷衍すると、以下のとおりです。

AからCへの譲渡は、A(譲渡人)の署名のある契約書を作成することで有効に行うことができる。

債権譲渡について規律している法律は、[TRANSFER OF PROPERTY ACT, 1882](#)になります。第8章「TRANSFER OF ACTIONABLE CLAIM」に、関係する規定があり、譲渡の方法について定めているのは130条です。

ちなみに、ACTIONABLE CLAIMが債権を意味する単語です。

但し、B(債務者)との関係では、Bに対して譲渡の通知をする必要があり、かかる通知には原則的にはA(譲渡人)の署名が必要であり、Aが署名を拒んだ場合は、C(譲受人)の署名が必要である。

いわゆる債務者対抗要件について定めているのは、直接には131条です。また、130条にも「Illustrations(説明)」として、以下のような例が記載されています。

(i) A owes money to B, who transfers the debt to C. B then demands the debt from A, who, not having received notice of the transfer, as prescribed in section 131, pays B. The payment is valid, and C cannot sue A for the debt.

(AはBにお金を借りていて、Bはその債権をCに譲渡した。(にもかかわらず)BはAに返済を要求し(Aは131条の定める譲渡通知は受領していない)、AはBに支払った。この場合、Aの支払いは有効で、CはAに返済を求めることはできない。)

このような次第で、債権譲渡の方法、そして債務者対抗要件については、基本的には、日本と同じ仕組みであると認識することができるかと思います。

債権譲渡契約を、ABCの三者間契約として締結すれば、 の通知をする必要はない。

これは、本日、インド法弁護士から聞いた話ですが、債権譲渡は通常、債務者を含めた三者間契約を締結することで実施するそうです。また、譲渡契約書自体に債務者を含めておけば、131条の通知をする必要はない(この通知がなくても債務者との関係でも譲受人がその権利を対抗できる)と理解されているそうです。

の書面は、公証人が関与せず作成されても有効である。

これは、インドでは書面作成にあたって公証人(notary)を起用する人が多いようで、債権譲渡の場合でも、効力発生要件として公証人の関与が必要なのではないか、という問題意識なのですが、これもインド弁護士に質問したところ、公正証書にしないと債権譲渡は無効である、ということではないとのことでした。

条文上も、130条は、債権譲渡の効力発生について「shall be effected only by the execution of the instrument in writing signed by the transferor (譲渡人の署名のある契約書の締結のみによって効力を生じる)」と規定されており、この「instrument」が公正証書を意味するわけではない、ということのようです。

以上

1.2、インドにおける保証人の地位

(2018年2月16日)

インドにおける保証契約は、「A contract of Guarantee(ギャランティー)」として、Indian Contract Act, 1872の126条以下で規律されています。

用語としては、

保証人が、"surety"

主債務者が、"principal debtor"

保証債権者が、"creditor"

とされています。

もっとも、他の法律では、保証人は"guarantor"とされていることも多いです。

そして、保証人の責任について、まず押さえておくべきだと思う条文は128条(Surety's liability)で、**保証人の責任は、主債務者のそれと"co-extensive"である**、と規定されています。「同一の広がりを持つ」ということです。

この意味として、保証人は主債務について、元本だけでなく、そこから生じる利息など、主債務者と同内容の支払義務を負う、ということになります。この点は常識的に理解しやすいとも思います。

そして、もう一つ、このco-extensiveから導かれる帰結として、**保証人の責任には、日本の専門用語でいうところの「補充性」がない**、ということが挙げられます。

つまり、債権者は、債務者に債務不履行があれば、債務者に請求してもいいし、保証人に(だけ)請求してもいい、ということになります。日本の民法452・453条のような抗弁権はありません。その意味で、日本の連帯保証人の立場に類似しています。

もっとも、このco-extensiveについては、**契約において別の定めをすることも有効**とされています。契約で保証人の責任を制限することも可能であると、この点も留意していただければと思います。

以上

1.3、インドにおける「時効」の考え方

(2017年12月4日)

先週、このブログのメッセージ機能で(デスクトップ版の右側に送信フォームがあります)、「インドにおける債権回収の時効は何年でしょうか」というご質問を送られてきた方がいらっしゃいました。

メッセージはメールとして私にタイムリーに届き、この時は私の知る限りのことをその場で返信したのですが、せっかくなのでこのブログ本体でも簡単にまとめを記しておきます。

<日本の制度との違い>

(専門用語で言うと)時効は、実体法上の問題ではなく、裁判所による救済の問題とされている

日本の民法には、「債権は、十年間行使しない時は、消滅する。」と規定する条文がありますが(167条1項)、インドの法律にはこのような規定はないようです。

すなわち、上記の条文の文言どおり、日本では、時効というのは「権利自体を消滅させる効果を有する制度」として規定されているわけですが、インドでは、時間が経過したからといって権利がなくなるとは理解されていない、というわけです。

では、時効という考え方は全くないのかというと、そうではなくて、後述のように、一定期間が経過すると裁判所がその問題を取り扱うことができなくなる、ということを含めた法律が存在します。

法律用語としては、**period of limitation(以下PLといいます)**と言いますが、例えば、お金を貸したのに返してくれないという訴え(貸金返還請求訴訟)のPLは3年と規定されており、貸付からこの期間経過後に訴訟提起しても、裁判所に却下(門前払い)されてしまうことになるわけです。

なお、このような状況は、インド独特ということではなく、いわゆるコモンローを土台とする法体系において一般的なことのようです。

(例えば、法律情報提供サービスサイトであるNet Lawmanの記事を参照ください。

<https://www.netlawman.co.in/ia/limitation-act-1963>)

とは言え、だから債権管理の方法が大きく変わるということでもない

そういうわけで、インドでは、制度的な理解としては、債権回収について、「何年経ったからもはや手出しができなくなるということはない」「相手方の支払義務がなくなるわけでもない」と理解していただいて、間違いではありません。

ただ、裁判ができなくなるというのは、国家権力による強制力を用いた回収ができなくなるということですので、PL経過後の権利の実現は、実際には、より困難になると考えられます。

他方、日本においても、時効が完成してしまった債権でも、それにもかかわらず債務者が任意に支払いをすること自体は法的に認められているので、時効期間が経過したら回収可能性はもはやゼロ、ということでもありません。(説得して払ってもらえることもあり得る。)

ですので、債権回収の実状としては、日本とインドでそんなに差異が生じるわけではなく、インドにおいても法律が定める時効制度を正しく認識した上で債権管理をすることが、やはり重要、ということだろうと思います。

< The Limitation Act, 1963(1963年出訴制限法)の概要 >

インドで出訴期間を定める法律はこれです。

[条文はこのリンクから確認して下さい。](#)

構成を大雑把に言うと、前半の第2章及び第3章で、期間の計算の仕方、例外的な場合の取扱方法(例えば計算上の期間満了日に裁判所がお休みだった場合はどうするか、など)について規定し、肝心の期間設定については、末尾の別表(THE SCHEDULE)に定められています。

そして、この別表が、どのような権利に関わる裁判なのかに応じて、出訴期間の長さを細かく規定しているわけです。

日本においても、原則的には債権の消滅時効の期間は10年、商事債権は5年、ではあるものの、民法や商法において債権の内容ごとに個別の時効期間が細かく規定されているのですが、このThe Limitation Act, 1963の規定は、更にもっと細かく、実に137種類に及んでいます。

ただ、概観していただければわかりいただけると思いますが、これも超大まかにカテゴライズすると、

- ・基本的には債権請求の出訴期間は3年
- ・不動産が絡む請求についてはもっと長い(12年とか)
- ・不法行為債権(名誉毀損の賠償等)はもっと短い(1年とか)

となっている、と言えるように思っています。

こちらを頭の片隅に残しておきつつ、具体的に、自らに関わる債権の出訴期間について、該当する条項を見つけて理解しておいていただけたらと思います。

なお、蛇足ですが、同法は債権の消滅時効関連だけではなく、財産の取得時効についても規定しており、更にこの取得時効に関しては実体法上の権利取得の問題とされています(反面として、元の所有者は、所有権を実際に失う)、取得時効が何年か、が問題になった場合もこちらの法律を参照して下さい。

以上

14、最高裁による「国道等から500m以内での酒の販売禁止」とは何だったのか？～経緯・現状・問題点、そして、ここがすごい～

(2017年9月7日)

今春、日本でも「[主要道から500メートル内で酒販売禁止、インドで飲酒運転事故多発に対応 業界からは不満噴出](#)(産経ニュース)」「[インド「禁酒令」、お店が奇策連発 州政府もアシスト?](#)(朝日新聞DIGITAL)」などと報道された件です。

最高裁の判決によって、国道・州道から500メートル以内では、お酒の販売はもちろん、レストランやホテルでの提供も一切できなくなり、「飲める店」が激減しました。

しかし、死活問題であるお店側は、500メートルを、直線ではなく走行距離(motorable distance)と解釈して、入口を変え迂回路を作って距離を稼いだり、また税込減を懸念する州も州道指定を取り消したりと、禁止条件にひっかからないよう「奇策連発」していったようで、そのような報道や、徐々にお酒が飲めるように戻っていった様子は、私も現地で目の当たりにしていました。

ただ、当該判決に関しては、その後もちょくちょく報道が続いたり、またそもそも、直感的には私も「最高裁やり過ぎじゃない?」という感覚を持っておりました。

そこで、インターネット上で拾えた範囲の情報ではありますが、今日の投稿では、酒の販売禁止(liquor ban:リカーバン)を命じた本判決について調べ、私がわかったこと・驚いたところを、備忘録的にご紹介させていただきます。

たった1人の交通事故被害者の方の熱意が、インド13億人への規制をもたらした

ROAD SAFETY CRUSADER: MEET THE MAN BEHIND THE BAN ON HIGHWAY LIQUOR SHOPS

(道路安全活動家:ハイウェイリカーバンの背後の人物に会う)

本判決は、パブリックインテレストリチゲーション(公益訴訟)という、権利救済から社会問題解決まで裁判所が広くその存在感を発揮する、インドならではの(インド固有の)裁判手続によるものです。

そして、その申立をしたのは、かつて交通事故に遭い、車椅子生活を余儀なくされ、その後に交通安全啓蒙活動のNGO組織を立ち上げた、1人の男性でした。

彼はNGO活動として道路調査をする中で、1.5kmごとに酒屋があるというハイウェイの現状を把握するに至り、交通事故における飲酒運転の割合の多さを踏まえ、ハイウェイ沿いの酒屋をなく

すよう、高等裁判所に申し立てをしたのでした。そして、高裁は彼の訴えを認めたものの、これを当該州が争い、最高裁に申立てをしたのが、本件判決、ということのようです。

上記の記事で彼の思いを感じることができますが、それにつけても、1人が声をあげることによって社会を変えることができる、1人のアクションによって、人命・生存を保護する方向での社会改革が実効性を持ってなされ得る、というダイナミックさは、唾然とするほどであり、しかし、人権保障とはそういうものだよなど、記事を読んで、改めて思わせられました。

道路沿いから酒店をなくすことは、最高裁が突如言い出したのではなく、従前から中央政府が各州に指示していた、という経緯があり、最高裁はそれを憲法上の価値に基づいて正当と認め、強制することにした、というのが実態である

本判決はこちらで読むことができます。

<https://drive.google.com/file/d/0BzXilfcxe7yuWnp2WWFSVTZYdDg/view>

今回の判決、結論だけ見た時には合理性に疑問を感じたりもしていましたが、全21ページの判決文、ななめ読みですが、読んでみると、説得力を感じています。

正確ではないかもですが読後感でざっと書きますと、

- ・ハイウェイ沿いの酒店をなくすことは、10年以上も前から中央政府の規制当局がかかる政策の実施を州に命じていたことである
- ・かかる政策はインドが世界で最も交通事故が多い等の立法事実に基づいて策定されたものであった
- ・道路沿いの酒店をなくせば交通事故がなくなるわけでは勿論ないものの、酒店があれば飲酒運転が助長されてしまうとも認められる
- ・同政策が守ろうとする生存の価値は、憲法上の権利であり(21条)、他方、職業の権利も憲法上の権利ではあるが(19条(1)(g)、お酒を売る権利は含まれないことが過去の裁判例で示されている(!))
- ・州の税収も大事ではあるが、それは人命に優先するものではなく、また、憲法上、州はお酒の禁止を実現するよう努めるべきものとされている(!)(47条)

などという認定がなされていました。

19条の解釈や47条の存在など、日本と異なる価値観を前提としたものではありませんが、その前提で考えると、インド憲法での価値をもとに、インドでの交通事故の実態と行政府の規制状況を踏

まえた判断として、今回の判決は、合理的な思考が積み重ねられた結果であるものと、私には思えました。

少なくとも、インドの最高裁って変だよ、と軽々に言えるようなものではありませんでした。

とは言うものの、かかる禁止を実際に強制するに際しては、もう少しやり方があったと考えられる(猶予期間の短さや、飲食店を含むのが最後の最後まで曖昧だったこと)

[A TIMELINE OF THE SUPREME COURT'S BAN ON THE SALE OF LIQUOR ALONG HIGHWAYS](#)

(最高裁によるハイウェイ沿いでの酒類販売禁止に至る時系列)

こちらの記事に、判決後、禁止の実施までの混乱が時系列で記載されています。

同判決は昨年12月15日に言い渡され、翌年(今年)の4月1日、つまり約3ヵ月後から禁止が始まる(ライセンスの効力が4月1日に切れる)とされていました。

ところが、判決文が「No shop for the sale of liquor」となっていたので、これが、酒屋のような販売形態だけが禁止されるのか、バーやレストランでのお酒の提供も含むのか、という疑義を生じたわけです。

そして、最高裁はこの疑問に対し、判決の強制が実施される4月1日の前日の3月31日になって初めて「飲食店でのお酒の提供も禁止しなければ判決の趣旨を全うできないのだから、バーやレストランも当然禁止対象」という説明を公にしたのです。

更に、そのひと月前の3月1日に、Attorney General(司法長官?)が、リカーバンの対象は酒屋だけ、と発言したこともあり、飲食店は4月1日を前に全く準備ができておらず、上記の3月31日の説明を聞いてびっくり仰天、という経緯もあったようです。

[RELIEF FOR BARS? SUPREME COURT HIGHWAY LIQUOR BAN ONLY APPLICABLE TO SHOPS, SAYS ATTORNEY GENERAL](#)

(バーはひと安心? :最高裁ハイウェイリカーバンの適用は販売店のみとアトニー・ジュネラルが発言)

以上の事実は、裁判所は本来的には法の実施機関ではないことを露呈したというか、専門外なので施行細則的なことには手が回らないというか、裁判所が社会問題解決を一手に実現することの限界を示したものと、評価することが可能なようには思います。

判決に基づく禁止が強制された後になって、反対利益(商売の自由、州の税収確保)にも一定の配慮をする修正が相次ぎ、「落とし所」としてまとまってきている

[UNHAPPY HOURS: HOW LIQUOR BAN HAS AFFECTED THE FINANCIAL HUB OF GURUGRAM](#)

(アンハッピーアワー:リカーバンはグルガオンの金融の中心地にどのように影響を与えたか)

[MAHARASHTRA COULD LOSE 7000 CRORES A YEAR WITH HIGHWAY LIQUOR BAN](#)

(マハラシュトラ州、ハイウェイリカーバンで700億ルピー減収のおそれ)

(croreは1000万、700億ルピーは約1190億円)

[HIGHWAY LIQUOR BAN: SUPREME COURT REDUCES AREA TO 220 METRES FOR AREAS WITH 20,000 POPULATION](#)

(ハイウェイリカーバン:最高裁、禁止の範囲を人口2万人地域について220メートル以内に縮小)

[SC exempts Arunachal Pradesh, Andaman and Nicobar Islands from liquor sale ban](#)

(最高裁、リカーバンから複数の州などを除外)

[Liquor sale ban does not extend to municipal areas: SC](#)

(リカーバンはMunicipal areaには適用なし:最高裁)

以上の記事は、リカーバンにより酒類提供飲食業がいかにダメージを受け、雇用も危うくなり、税収の大幅減が予想されるという状況に陥ったかを、そして、かかる状況において、利害関係者が最高裁に判決の見直しを求める訴えを提起することが相次ぎ、果たして、そのいくつかが認められるに至った、ということが、それぞれ報じられています。

後者の3つの記事が最高裁の見直しを報じたものです。それぞれの判断内容の詳細や理由付けに関する解説はここでは省きますが、私が読んだ限りそれぞれ理由があると評価できる判断であり、現在の状況としては、最高裁も合理的な根拠を目の当たりにすれば、都度、柔軟にルールを変えていくことに抵抗はないようで、ここに至って、禁止の範囲も、穏当な条件に収れんしつつある、ように見受けられます。

繰り返しになりますが、人口が13億人いる中で、たった1人からの問題意識の提示に、司法の頂点である「最高裁判所」が、身を乗り出して国家全体のルールを作ってしまう、のだけれども、そのルールも最高裁自身がどんどんと修正していく、というのは、褒め言葉とすれば「フットワークが

軽い」と言うべきか、日本の司法に比べると痛快とも言えるほどの、インド最高裁の人権保障機能がよく理解できます。

もちろん、現時点から翻っての見方としては、「インドの裁判所は最初からもっと緻密な利益衡量をしるよ」というような評価もあり得るかも知れません。

ただ、「インドでは、規制が突然告知され、そしてこころ変わる」と批判される中には、裁判所による規制もよく含まれているところ、今回について言えば、裁判所による法創造も決してゼロからルールを作っているわけではない(突拍子もないものが突然告知されるわけではない)こと、そして、裁判所としてはあくまで憲法上の価値、具体的には特に21条(生存・自由)に重きを置いた判断をまず下して、救済を優先し、不都合を指摘されそれに理由があるのなら修正を厭わない、という姿勢であること、以上を理解することができ、私としては、むしろ「巧遅」であるよりも、司法としての役割に忠実なのではないか、という感想を持ちました。

だいぶ長くなってしまいましたが、私としては、たくさん読み込んだ甲斐があったなあと、インド最高裁いいじゃないかと(笑)、清々しく思える、今回の勉強でした。お読みいただいた方の判決への感想なども、ぜひお聞きしてみたい(語ってみたい)と思っています。

以上

15、正義のためには法律は無視できる(本当に): 経済界にとって頼もし過ぎるインド最高裁判決が出ました。

(2017年6月5日)

ブルームバーグの記事です。

Economy Must Play Role in Verdicts, India's Top Court Rules

<https://www.bloombergquint.com/markets/2017/06/04/economy-must-play-role-in-verdicts-india-s-supreme-court-rules>

もっとも、この記事は判決の内容自体というより「これまで司法がいかに経済発展の障害になってきたか」にフォーカスしているので、本件自体の事案、最高裁の判断については、他の有料サイト等で私が確認した内容を中心に以下に記させていただきます。(時間の関係で判決自体は未確認なのでその点ご了承下さい)

< 事案の概要 >

インドでは、砂糖の精製工場(Sugar mill)を設立する場合、既存の工場から15キロ以内に設立しないように、という内容の政府の行政指導(administrative direction)が存在したが、これが後に、設置を法的に禁止する命令となり、しかも、retrospectively(遡及的・過去にさかのぼって)に適用された。

ちょうどこの命令の施行時、A社は、新設の砂糖精製工場について必要な許認可を得たところであった。(そして、おそらくA社は、上記の「命令」の存在にもかかわらず、工場の稼働を始め、継続していたものと思われます。)

(また、訴訟の当事者が砂糖工場同士になっているので、裁判は、自社の15キロ圏内に新設工場を設立されたB社がA社を訴えたものと思われます。)

カルナタカ州の高裁は、A社の工場設置は違法と判断した。

< 最高裁の判決 >

最高裁は高裁の判断を覆し、A社の工場が稼働を続けることを認めました。

(理由)

・A社の工場設立は「命令」違反だったと認められる。

・しかし、最高裁は、憲法142条に基づき、正義を実現するために必要な判決を言い渡すことができる。

・当地における豊富な砂糖生産状況における雇用の確保や工場設立のために既になされた投資などを考慮すると、正義の実現のため、厳密には違法であること(technical violation)は、無視する(brush aside)ことにする。

いかがでしょうか。

判決の結論としては、問題になった規制が、遡及効、つまり後付けでダメだったことにするという、これも日本では考えられない禁止の効果を生じるものだったので(もっとも、インドではしばしば目にするのでretrospectiveもすっかり覚えてしまいました)、結論において妥当な判断、と感じる方も多いのではないかと推測します。

ただ、この結論を導く発想において、日本と異なる、これがインドなのかという、日本の法律家である私にとって驚きであったのが、以下の2点です。

1、最高裁判所のパワー

日本国憲法においても最高裁判所には違憲立法審査権がありますから(81条)、例えば本件のような事例で、遡及適用されるような命令はA社の営業権を侵害して違憲無効、と判断した上で、A社を救済する(規制は無効だから稼働できる)、というやり方は考えられます。

しかし、日本には、裁判所は正義のためならどんな判決でも出せる、というような、「正義(justice)」との関係を直接規定した根拠条文はありません。これがインドにはあるのです(142条)。なので、他の憲法上の価値を侵害するから無効であるとかの理屈も必要とせず、裁判所がこれが「正義だ」と考えれば、存在するはずの規制もシンプルに「無視する」として、正義を実現することが可能なのです。

これは、司法業界に身を置く者としては、極めて魅力的な、ある意味羨ましい司法権のあり方に感じます。

(言いたいことはたくさんあるのですがこういう言い方に止めておきます。)

2、法解釈において「economic interest」を重視すべきことを明言したこと

前記の判決の(理由)部分に、最高裁が「A社の工場稼働が正義」と判断した理由を簡単にまとめて書きましたが、今回、最高裁は、(上記に引用はしませんでした)これに止まらず、一般論として、裁判所は判決に際してはその経済的な影響に留意し、「economic interest(経済的利益・関心)」に留意しなければならない、との意見も述べた(opined)のです。(前記のブルームバーグの記事にも掲載されています。)

これは、各種批評記事においては、法律の「エコノミック・アナリシス・アプローチ」とも評されています。

発想としては、ある意味単純で、「インドは国を挙げて経済発展を目指しているのだから」ということのようにです。

ですので、現象の理解としては、「インドの裁判所は、(今後ますます?)ビジネスが維持される方向で考えてくれる」「小難しい規制違反でビジネスが台無しにされると過度に恐れる必要はない」と、インドビジネス的には、ポジティブに捉えればいいのだと思います。

ただ、法律論としては、今回は割愛しますが、上記のような法解釈の基準を最高裁が強いるというのは、日本では考えられないことであり、究極的には、最高裁判所が何が正義かを判断できる、という、前記の142条があってこそその世界、と思わされた次第です。

ちょっとわかりづらかったですかね。この感動・感嘆、伝わりましたでしょうか(笑)。

インド憲法142条

142. (1) The Supreme Court in the exercise of its jurisdiction may pass such decree or make such order as is necessary for doing complete justice in any cause or matter pending before it,
(以下省略)

以上

16、インド破産法の問題状況：債権回収手段として活用することの是非

(2017年8月2日)

昨年12月に施行されたインドの破産法は、インド政府が昨年の革新的改革(transformational reform)ベスト3の一つとして掲げるほど、インドのビジネス環境の改善に資すると期待されている新制度です。

THE INSOLVENCY AND BANKRUPTCY CODE, 2016

<http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/TheInsolvencyandBankruptcyofIndia.pdf>

ただ、私が日常的にインドで日本人の方に接する限りでは、特に必要性を感じないからか、制度概要までは認識していない方のほうが多いように感じています。

他方、破産法を債権回収の一手法と理解して、実際に申し立てを検討されている日本企業も存在します。

インドの破産法は、債務者の再起を図るというよりは、不良債権処理促進的な意図により制定されたものと認められ、そういう意味では、日本の破産法との対比では、債権者側に使い勝手がいい制度のように思えるのです。

具体的には、日本の場合、「自分に対して支払ってくれていない」というだけで債務者を破産手続に追い込むことはできず、支払不能・債務超過といった、他の債権者の関係も含めて、もはや支払っていくことはできない、というような状況にあると認められることが必要です(破産原因と呼ばれる、破産手続開始の実体的要件)。

しかし、インドの破産法は、事業会社の場合だと債務者に支払を求める通知を送ったけれど返済がなかったという手続を経るなど、手続的な要件をクリアしていれば、破産手続が開始されることになっているのです。

債務者が不誠実な対応に終始するので、もはや債権者破産の申立てをしたい、でも債務者の全般的な状況はわからないので、申立てをしても破産原因が認められず却下されるおそれも大きい、ということに気をせず、手続に踏み切れるというのは、日本で破産法の適用を考える場合との大きな違いだと思います。

加えて、下記にご紹介する、今日のThe Economic Times(ET)の記事によれば、破産手続が開始された後、すなわち暫定管財人や管財人が選任されて債務者の処理計画(resolution plan)作成の段階に入った後でも、申立債権者と債務者が合意すれば、破産手続を終了させることができる旨を、近時、最高裁が判示したというのです。

これにより、破産手続の申し立てによって、不誠実な債務者に、いよいよ会社が処理されるという強いプレッシャーをかけ、任意の支払いを促す(支払えば破産手続は終わるよと)、という発想をする債権者は、ますます増えることになるのではないかと思います。

インド破産法では、従前、インドでは破産手続結了までに平均で4年以上を要してしまっていたという反省のもと、破産開始決定から基本的には180日以内に処理計画の承認まで漕ぎ着けなければならない、という厳しい期間制限が定められていることは、プレッシャーという意味でも効果的に捉えられることは間違いないところです。

////////////////////////////////////

How the bankruptcy code can be abused by unscrupulous elements(破産法は如何に濫用されているか)

<http://economictimes.indiatimes.com/industry/banking/finance/banking/how-the-bankruptcy-code-can-be-abused-by-unscrupulous-elements/articleshow/59870030.cms>

今日の投稿の趣旨は、上記のETの本日付の記事が、破産法が施行から半年を経過して表題どおり様々な問題状況が出てきたことを取り上げていたので、これを紹介することでした。

時価総額30億ドルの上場企業であるインドの旅行会社大手「Make My Trip」(私もアプリを愛用しています)に対し、日本円にして100万円程度の債権者が破産手続に着手したとか、破産手続開始後に、怒りの債務者から生命の危険を感じる脅しを受けた管財人が警察の保護を要請したと、などが取り上げられています。

ただ、Make My Tripの件を含め、この記事で「濫用」かのように報じられている事例も、制度の黎明期に積極活用を試みて運用の幅を広げるという意味で、弁護士スタンスとしては共感できるものがあります。

今後、破産手続開始決定の判断に際してあまりにバランスを失するものは却下されるとか、何らかの要件が定立されていく可能性もありますので、その点の情報も追いつつ、少なくとも現段階では、破産法の積極活用とその成功事例についてもインド弁護士の知見を集めたいと思っています。

なお、上記記事には、「紛争性のある取引に関する債権については破産手続にのせない」旨の裁判例がある、とも言及されていましたので、何でもかんでも訴訟ではなく破産だ、というわけにはいかないようです。この点も詳細を含めて裏取りをしておこうと思います。

以上

17、インド破産法と保証人の地位

(2018年2月19日)

本稿では、債務者に対して、インドの2016年破産倒産法(THE INSOLVENCY AND BANKRUPTCY CODE, 2016。以下「IBC」という)における会社破産処理手続(corporate insolvency resolution process。以下「CIRP」という)が開始された場合の、保証人に対する影響について、IBCの規定を紹介し、解釈上疑義のある問題の理解について考察する。

CIRPが開始されると「モラトリアム」が宣言され、CIRPの手続中は担保権の実行も禁止される。この「担保権の実行」には人的担保である保証人への請求も含まれるか？(保証人への請求も禁止されるか？)

日本の倒産法制においては、手続が開始されても、債権者の有する担保権は、別除権として独自に行使が可能であることが原則である。

ただ、日本でも会社更生法においては、更生手続の開始があると担保権の実行はできなくなるとされており(会社更生法50条1項)、IBCのモラトリアムは、同条項と同じイメージで理解することができる。

以下がIBCの条文である。

Moratorium.

14. (1) Subject to provisions of sub-sections (2) and (3), on the insolvency commencement date, the Adjudicating Authority shall by order declare moratorium for prohibiting all of the following, namely:—

~

(c) any action to foreclose, recover or ***enforce any security interest*** created by the corporate debtor in respect of its property including any action under the Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002;

(Emphasis supplied)

この「security interest(担保権)」という文言に、人的担保である保証人を含むか、という問題意識については、議論があるようであり、また敷衍される問題として、主債務者にCIRPが開始された後に保証人に対してもCIRPの申立てがされた場合にそれは認め得るか、という問題も現に生じて

いる。そして、後者については判断権者である会社法審問所(National Company Law Tribunal)の判断もわかれているようである。

この点、モラトリアム中の保証人に対する請求については、これを認めるべき(つまり14条(1)(c)のsecurity interestには保証人は含まれない)、とする見解が多数のように思われる。

その理由としては、根本的にはわざわざ保証を確保した債権者の利益の重視であるが、IBCの制度趣旨からの論拠として、IBCがCIRP開始後に想定しているのは、債務者会社が継続企業としての価値を維持したままRPで事業再編等を実現することであり、モラトリアムで担保権の実行を禁止するのは、そのために一定期間債務者の事業価値を毀損しないようにすることであるから、重要なのは債務者財産に手出しできないことであり、第三者である保証人についてはこの趣旨は当てはまらない、ということがよく論じられている。

この点についてはIBCの理念に関してインド最高裁も以下のような理解を示しているところである。

“The scheme of the Code, therefore, is to make an attempt, by divesting the erstwhile management of its powers and vesting it in a professional agency, to continue the business of the corporate body as a going concern until a resolution plan is drawn up, in which event the management is handed over under the plan so that the corporate body is able to pay back its debts and get back on its feet. All this is to be done within a period of 6 months with a maximum extension of another 90 days or else the chopper comes down and the liquidation process begins.”

CIRPで処理計画(resolution plan, 以下「RP」という)が承認された場合、その内容は保証人にも効力が及ぶ(binding)とされていることの意味について。

RPIは、日本の手続では民事再生法の再生計画、会社更生法の更生計画に相当すると考えられる、債務者の債務内容を法的に変容させる制度である。

この点、日本の法律では、再生計画の効力は保証人には影響しないと定められており(民事再生法177条2項)、更生計画についても同様の規定がある(会社更生法203条2項)。さらに言えば、破産法においても免責許可の結果は保証人に影響しない(破産法253条2項)。

このように、日本の倒産法制においては、債務者の支払債務が法的に変容されても、保証人に対してはなお、保証契約にしたがった(全額の)請求が可能である。

一方、IBCでは、RSの効果は、保証人を含め、あらゆるステークホルダーに及ぶ旨の規定がある(31条(1))。

以下が条文である。

Approval of resolution plan.

31. (1) If the Adjudicating Authority is satisfied that the resolution plan as approved by the committee of creditors under sub-section (4) of section 30 meets the requirements as referred to in sub-section (2) of section 30, it shall by order approve the resolution plan which shall be binding on the corporate debtor and its employees, members, creditors, guarantors and other stakeholders involved in the resolution plan.

(Emphasis supplied)

この「binding」の文言について、前述した日本の倒産法制の規定とは異なり、RPが承認されるorderが出されると、支払総額や弁済期など主債務の内容が変容される場合には、保証人の責任も同じように変容(縮減)される、という意味と解釈される余地はある。

[インド契約法上保証人の責任はco-extensiveとされていること](#)、また前述の、主債務者と保証人に同時に破産申立てができるかという争点において、消極説は、いったん主債務者にCIRPが係属するとその後に債務の内容が変容される可能性があるのでそれに先んじて保証人について独立の進めるべきではない、ということ論拠にしており、そこでは主債務者のRPの効果は保証人に影響することが当然の前提と考えられていること、以上のことも変容説の論拠になる得るものと考えられる。

そして、この点について判断した裁判例、または論じている文献にはまだ接していない。

しかし、IBCの実務に携わっているインド弁護士の見解は、私が知る限り、31条(1)は、あくまで、RPにおいて債務者だけでなく保証人その他ステークホルダーの権利についても記載されていた場合には、その内容は債務者のみならずステークホルダーも拘束する、ということを決めたものであって、RPが保証人の責任に触れていない場合に、債務者の責任が減縮されたとしても保証人の責任まで自動的に連動することを意味するのではない、との理解が多数である。そして、いずれの弁護士も、条文の自然な読み方、そして、でも言及したIBCの理念を、その論拠としている。

.....

以上、 とも、解釈上の疑義について、当職が確認できる限りでは最高裁の裁判例など定見
と言えるものは未だ確認できない状況にあるが、今回、条文の存在及び議論状況として、ご紹介
しておく次第である。

.....

以上、今日は本職的な文体で書いてみました笑。

< 参考にした記事～「livelaw.in」から～ >

**Corporate Insolvency Resolution Process Under Insolvency And Bankruptcy Code And The
Dilemma Surrounding Guarantee...**

Read more at:

[http://www.livelaw.in/corporate-insolvency-resolution-process-insolvency-bankruptcy-code-dil
emma-surrounding-guarantee/#_ftn6](http://www.livelaw.in/corporate-insolvency-resolution-process-insolvency-bankruptcy-code-dilemma-surrounding-guarantee/#_ftn6)

18、インドの労働法制

(2017年1月24日)

総論的内容です。インド法制度レポートの下材料を綴るものです。

【労働法の制定状況(連邦法と州法)】

インドにおいても、インド国内で守られるべきルールとして、労働関係の法律が多数制定されている。

そもそもであるが、インドは連邦国家であり(インド憲法1条「India shall be a Union of States」)、立法権も連邦議会(parliament)と州議会(legislature)の両方に認められている。

ちなみに、日本においては国会が唯一の立法機関であり(日本国憲法41条)、地方議会は法律の範囲内で条例を制定できるに過ぎない(同94条)。

そして、連邦と州の議会が制定する法律の所管について、インド憲法は、「ユニオンリスト(連邦だけに立法権)」「ステイトリスト(州だけに立法権)」「コンカレントリスト(Concurrent List (どちらも並行して立法できる))」において、それぞれ詳細に規定しているところ(246条及び別表7 (SEVENTH SCHEDULE))、労働関係事項は「コンカレントリスト」に記載されている(22から24など)。

もっとも、州はステイトリストとコンカレントリストに記載された事項について立法権を有するが、連邦法と内容が矛盾する場合はその法律は効力を認められない(インド憲法251条)。

以上の制度状況から、インドにおける労働関係の法律については、連邦議会が制定した(全国的に適用される)法律と、当該ビジネスが行われている州の法律との、両方に留意する必要がある、ということになる。

そして、インド憲法は「第4章 国の政策の指導原理(DIRECTIVE PRINCIPLES OF STATE POLICY. なお、ここの「STATE」の用語は、州のみならず連邦も含んだ概念である。36条、12条)」において、労働法制につき、STATEは、労働の権利や、人道的な労働条件などを保障するための立法を行わなければならない(shall make provision)、また適切な生活水準を確保するに足る生活

賃金や労働条件などを保障するための立法をするよう努力しなければならない (shall endeavor to secure) などと規定されている (41乃至43条など)。

このような指導原理のもとで、インドの労働法制においては実際に、雇用者と労働者との関係性(解雇の手続、労働組合の組成など)を規律する法律、労働者の労働条件(賃金、労働時間など)を規律する法律が、多数定められている。

インドの労働雇用省(MINISTRY OF LABOUR & EMPLOYMENT)のホームページには、労働関係制定法(連邦法)のリストが掲載されており、現在40の法律の名前が挙げられている。

[LIST OF CENTRAL LABOUR LAWS UNDER MINISTRY OF LABOUR AND EMPLOYMENT](#)

【法律の適用に関する留意点】

最も注意すべき(インドにおいて特徴的)と思われるのは、これらの法律は全ての雇用関係に適用されるのではなく、「ワークマン(workman)」と呼ばれる、イメージとしては比較的単純な業務を行うために雇用されている労働者のカテゴリーを設け、ワークマンに該当する者だけを適用対象とする法律がある、ということである。

- 例えば、被用者の解雇を規制しているのはIndustrial Disputes Act, 1947(1947年産業紛争法)という法律であるが、これはワークマンだけが適用対象とされている。
- また、就業規則の作成を定めているのはIndustrial Employment (Standing Orders) Act, 1946(1946年産業雇用(就業規則)法)という法律であるが、これも100人以上のワークマンが雇われている工場施設にのみ適用される。
- 労働契約を規律するContract Labour (Regulation and Abolition) Act, 1970(1970年労働契約(規制及び廃止)法)も、適用されるのはワークマンを20人以上雇っている場合である。

前述のように、憲法上、労働法制の指導原理は弱い立場にある労働者の権利を保障することにあるので、雇用者に対して弱い立場にあると考えられる労働者のカテゴリーを設けて、保護の対象としているのである。

また、その他、当該ビジネス活動に関していかなる労働法制の適用があるかに関係する主な要因として、以下の点も念頭においておくといわれる。

- 被用者の人数。例えば、上記の産業雇用法、労働契約法もそうである。
- ビジネスの業種。前記の「労働関係制定法(連邦法)リスト」においても、特定業種を規制対象とする法律が多数存在する。

- 労働者の勤務場所。例えば、Factories Act, 1948（1948年工場法）、Shops and Establishments Act（店舗施設法）などがある。なお、前者は連邦法だが、後者は州法として各州ごとに定められているようである。
- 所在する州。州にも立法権があるので当然である。例えば、州法である店舗施設法は州ごとに内容が異なるようである。

以上

19、インドの労働法制 ~ workman (ワークマン) の該当性

(2018年2月6日)

インドでは、法律上のworkman(ワークマン)の定義に該当する労働者が、雇用主より弱い立場にあるという考えのもと保護の対象になります。もう少し詳しいことは[インドの労働法制\(その1\)](#)の投稿を参照ください。

その語感からか、漠然と、工場の作業員として雇っている労働者がワークマンだと認識されている方もいるように見受けられますが、違います。いわゆるホワイトカラーもワークマンに該当し得ますし、IT技術者が該当するとした裁判例もあります。

< 定義の確認 >

以下は「THE INDUSTRIAL DISPUTES ACT, 1947」第2条(s)に定められている定義です。

読まずとも、インド法の定義ってこんなに長いんだ、ということだけ、まずは感じていただければと思います笑。

.....

²[(s) “workman” means any person (including an apprentice) employed in any industry to do any manual, unskilled, skilled, technical, operational, clerical or supervisory work for hire or reward, whether the terms of employment be express or implied, and for the purposes of any proceeding under this Act in relation to an industrial dispute, includes any such person who has been dismissed, discharged or retrenched in connection with, or as a consequence of, that dispute, or whose dismissal, discharge or retrenchment has led to that dispute, but does not include any such person—

- (i) who is subject to the Air Force Act, 1950 (45 of 1950), or the Army Act, 1950 (46 of 1950), or the Navy Act, 1957 (62 of 1957); or
- (ii) who is employed in the police service or as an officer or other employee of a prison; or
- (iii) who is employed mainly in a managerial or administrative capacity; or

(iv) who, being employed in a supervisory capacity, draws wages exceeding ³[ten thousand rupees] per mensem or exercises, either by the nature of the duties attached to the office or by reason of the powers vested in him, functions mainly of a managerial nature.]

.....

<判断が容易と思われるカテゴリー>

定義は長いですが、どういう仕事に従事している者がワーカーなのか、について定めているわけで、原則的には、以下の7タイプのwork をする者がワーカーだと規定されています。

manual,
unskilled,
skilled,
technical,
operational,
clerical,
supervisory

この点、 、 、 は、それぞれ手作業・作業・事務作業ということで、これらの仕事に従事するため雇用されている者がワーカーに当たることは、比較的容易に思われます。

また、 と も、非熟練的、熟練的、ということで、どちらも含むなら定義に入れる必要あるのかと一瞬思いましたが、これは、「熟練技術者は単純作業をしているわけではないからワーカーにあたらぬ」ということはない、ということ、注意的に示したかったのかな、とも思いました。どうあれ、判断に迷う話ではありません。

<判断が難しいと思われるカテゴリー>

先例的に、また条文構造的に、難しいと思われるのが、残る と です。

'technical'

まず、 の「技術的」ですが、前述のとおり、IT技術者もワークマンにあたるという裁判例があります。これについては私もそれはそうだろう(技術者だからこのtechnicalに該当するだろう)という感覚です。

しかし、他方、医者は雇用されていても、technicalにもあたらず、ワークマンではない、という裁判例もあるので。

この裁判では、technicalなworkというのは、技術的知識が必要な業務が全て含まれるわけではなく、医師のように、診断したり所見を述べたりするのは、もはやtechnical workではない、外科手術は労働法制におけるtechnical workであるはずがない、とも判示されているようです。

また、これに関係する他の例として、特別なスキルや特殊な教育をバックグラウンドにして業務に従事する者も、ワークマンではない、とした裁判例もあるようです。これもおそらく、technicalの語を素直に理解すればここに該当するであろうにもかかわらず、です。

このように、technicalをめぐる、ワークマンにあたるか否かの最終的な判断は、条文の文言それ自体に該当するかの愚直な検討というよりは、むしろ立法趣旨に立ち返って、当該被用者に要保護性があるか、という、実質論で決せられているようにも見受けられます。

そして、そうなると、ワークマン該当性の判断は、当該事案においてその仕事の性質や業務内容を個別具体的に検討することが、ますます必要になり、且つ、判断者ごとにブレが生じる可能性も高まりますから、結局、判断がとても難しい、ということになってしまいます。

'supervisory'

そして も、supervisoryということで、日本語訳だと監督的業務、となるかと思いますが、管理監督という言葉もあるように、これも解釈の外延が広いように思えてしまいます。

ただ、この点、ワークマンの定義には、上記 ないし にあたる場合の例外も規定されていて、この文脈に関係あるものだけ再度抜粋すると、ワークマンにあたらな場合が、

(iii) who is employed mainly in a managerial or administrative capacity

(iv) who, being employed in a supervisory capacity, draws wages exceeding ³[ten thousand rupees] per mensem

ということになります。

()で、まず、監督的業務であっても、月に1万ルピーを超える賃金を得ている者は、ワークマンにはあたらないとされています。

そして、()で、主として経営的・管理的業務のため雇用されている者も、ワークマンにはあたらないとされています。

そうすると、監督的(supervisory)と経営的管理的(managerial or administrative)との違いはなんぞや、ということになります。

これに関しては、検討文献も膨大でして、ここでは詳論は避け、裁判例も触れませんが、端的に言うと、superviseは語源的には監督といっても単に「watch」することであり、他方、マネージングの内実は意思決定することですから、詰まるところは会社としての意思決定に関わる権限を有しているか、部下がいることは同じであっても、懲戒権の行為など、会社としての判断をなし得る立場にあるのかどうか、ということが、supervisoryに該当するのでワークマンになるか、managerial or administrativeなのでワークマンとしての保護の対象にはならないか、決される基準として、考慮され得るようです。

もっとも、具体的事案によっては上記権限にも濃淡があると思われ、判断が難しい場合も、やはりあるように思われます。

<まとめ>

以上、この投稿に取り組む前は、ワークマンの判断基準について、明確な(日本語での)整理ができればいいな、と思っていたのですが、

結論としては、議論状況として、数々の裁判例を踏まえてもなお、基準が確立しているわけではないようです。

ですので、当該会社の当該業種は、果たしてワークマンにあたるのかどうかについては、個別具体的に、きちんと検討しておくことが重要、ということになります。

そして、かかる検討を踏まえて会社としての認識を明確にしておくことにより、ワークマンにあたるなら法令上何をしなければならないのか、必要な対処につながることになるわけです。

従業員に対し、解雇の手続を始めたところで初めて、この従業員はワークマンにあたるのかな、(あたるなら何か手続や解雇の容易性が変わってくるのかな、) などと、迷うことがないようにしておかれてべき、と思うところです。

以上

20、インドの労働法制 ~ リストラに関する議論の一端

(2017年5月4日)

インドでは、いわゆる企業のリストラ、すなわち事業所の閉鎖や人員削減等が行われる場合について、1947年産業紛争法という法律で、非常に細かく、条件や手続が定められています(25条)。

(インドの労働法制(その1)で指摘したとおり、弱い立場にあると考えられている「ワークマン」というカテゴリーに属する労働者についての規制です。)

加えて、100人以上が雇用されている工場等の場合になると、そのような計画を実行するためには、appropriate government(関係当局。州政府になると思われます)の事前の許可を取得しなければなりません(25K条以下)。

(ちなみに上記の100人以上とは、過去12ヶ月の1日あたり平均値としてです。)

今日のThe Economics Timesには、この法律の関係で、マハラシュトラ州(日本企業進出都市としてはムンバイ、プネが挙げられます)が、この事前許可が必要となるワークマン数の要件を、100人から300人に引き上げる改正を検討しているらしい、との記事が掲載されていました。

[Maharashtra Government Amends Law to Sack Workers](#)

(ちなみに、記事で論じられているのはlay off(レイオフ。雇用者が労働者の労務提供を受けないこと。雇用関係の一時的な停止)ですが、産業紛争法ではレイオフと人員削減(retrenchment)と事業の閉鎖(closing down an undertaking)が同列に規定されています。)

この状況の、議論の所在はどういうことでしょうか。

議論の対象になっている「事前許可(prior permission)」は、条文によれば、事業者側が説明するリストラの理由が適切なものか、そして事実なのかについて、のみならず、ワークマンに与える影響はどの程度かをはじめとして、関係する一切の事情を考慮し、行政府が承認か拒絶かの判断をするようであり、労働者をなるべく過酷な立場に置かないようにするための、労働者保護目線の制度であると考えられます。

そして、この承認は実際には得られにくいという認識を、私自身インドで耳にしたこともあります。

他方、100人を300人に改正する狙いはこうかと思われます。制度上、100人以上雇用する規模の事業を始めると、仮にうまくいかなかった場合でも政府に反対されて撤退が容易にできないというリスクがあるのだということになれば、事業者がたくさんの労働者を雇用することを萎縮してしまふ。行政の関与を抑制し、利益が出ない場合でも撤退は容易という制度設計にすることが、事業活動の促進につながることは当然で、しかも、ひいては雇用口が増えることで雇用促進の効果が期待でき、労働者の利益にもなる。

現行制度を変えた方が、マクロでは労働者の利益を促進する、ということでしょう。

というわけで、もちろん、リストラに伴う補償なども関係するので、問題はもっと複雑ではありますが、議論に値する問題ではありましょ。上記の新聞記事でも「crucial amendoment(非常に重要な改正)」として紹介されています(ありがちな見込記事ではあります)。

マハラシュトラ州労働省ホームページ(Acts and Rules)

<https://mahakamgar.maharashtra.gov.in/acts-rules.htm>

以上

2 1、インドの労働法制 ~ 雇用者補償法の改正

(2017年6月14日)

1923年雇用者補償法(EMPLOYEES' COMPENSATION ACT, 1923)という法律があります。これは「32」あるとされるインドにおける連邦法としての労働関係法の一つです。(1)

同法の改正法が、今年4月12日に施行されているようです。(2)

改正点のうち、実務に直ちに影響があると思われるのが、使用者(employer)は、雇用者(employee)に対して、雇用契約時に、本法に基づく雇用者の補償の権利について、情報提供しなければならない、とされたことです(17A条)。(3)

また、この情報提供の義務の違反については、10万ルピー以下の罰金が課されます(18A条(e))。

取り急ぎ、以上を改正情報として記載しておきます。(4)

さて、そうすると、「雇用者の補償の権利」についての情報提供とは、具体的にはどのような内容か、が問題になるかと思います。

この点、同法は、第3条において、「雇用者の補償の権利」と表裏の関係にある、「使用者の補償責任」について定めているので、基本的には、この3条の内容についてまとめることが中心になるのではないかと考えられます。

そして、第3条の構成ですが、同条はまず、雇用者に傷害の結果が生じ、それが「業務に起因し、業務に際しての事故(5)」によるものであった場合、使用者は本法の定めに従い、雇用者に補償金を支払わなければならない、と定めています。

但し、概要、当該傷害が軽度のもの、または雇用者に責任があると考えられるもの(飲酒していた、安全ルールに従わなかった、安全装置を意図的に外していた、など)の場合は、使用者は責任を負わない、とも規定されています。

以上の次第であり、使用者としては、少なくとも、以上に概要を記載した、第3条の内容を、雇用者に対して契約時に告知をする法的義務ができたのだと、認識していただければと思います。

このことは、企業側にとっては手続的な負担が一つ増えた、ということではあるかと思いますが、一面としては、従業員に対し、その権利と共に、彼ら彼女らが遵守しなければならないルール(職場の安全規則)を、正式に示し、言い込む機会が法的に設定された、という見方もできます。よって、この機会を積極的に捉えて、契約締結時のルーティンを見直すべきかと思います。

本日は以上ですが、ここまで自分でまとめていても、法律の全体感からは上記の3条にとどまらない内容の情報提供が要求されるのではないかと、情報提供は改正法施行後の契約にだけ適用されるという理解でいいのか(条文上はそれでいいはずですが)など、解釈上、疑問になる点は既にいくつかあります。

また、ここまで書いてきていて何ですが、本法は全ての雇用関係に適用されるわけではありません。その適用範囲(どのような業種の雇用者に適用されるのか)については、基本的には工場勤務の労働者をはじめ、業務上傷害を負う可能性があると考えられる雇用者の類型が詳細に規定され、それらが適用対象とされている、という構造になっているので(例えば運転手やガードマンも対象です)、自社の該当性について同法で確認する必要があります。

(もっとも、イメージとしては、傷害を負う可能性は広く考えられていると思っていただいても結構かとは思いますが。)

.....

(1)

LIST OF CENTRAL LABOUR LAWS UNDER MINISTRY OF LABOUR AND EMPLOYMENT

http://labour.gov.in/sites/default/files/Central%20Labour%20Acts_0.pdf

(2)

改正の概要と改正法そのものは、こちらのサイトから見る事ができます。なお、改正法そのものには施行日の日付そのものは規定されていないのですが、インド弁護士に確認したところでは既に施行されていると読める、とのことです。

[employees-compensation-amendment-act-2017-receives-presidents-assent-read-act](#)

(3)

情報提供の方法は書面または電子的手段、言語は英語かヒンディー語か当該地域のオフィシャルランゲージとされています。

(4)

他の改正点は、補償に関する争いを一次的に裁定する「コミッショナー」の命令が出た場合の、それに対する裁判所への不服申立に関する事項です。

(5)

条文の文言は「accident arising out of and in the course of his employment 」です。この解釈についても多くの争いがありそうです。

以上

2 2、全ての企業に法的義務適用あり ~ インド「障害者権利法」が、今年施行されています

(2017年8月30日)

今日も引き続き、インド最高裁の動向を追っていたところ、これもインドで最も大きなニュースサイトの一つ、[FIRSTPOST](#)に、以下の記事が掲載されていました。

[SC tells states and UTs to 'scrupulously' follow law for disabled, seeks compliance reports](#)

(最高裁、各州と連邦直轄領に対し、障害者権利法の忠実な遵守と、遵守状況の報告を求める)

UTsとはUnion Territoriesで、デリーのような州ではない連邦の直轄領のことです。

記事は、[The Right of Persons of Disabilities Act, 2016](#)(2016年障害者権利法と訳せましょうか)という、従前あったインドの障害者関係法を「sea change(良い方向への大転換)」させた法律について、最高裁が、その立法目的実現のため責任を負う立場にある州政府等に対し、同法に定める義務の実施状況を、12週間以内に最高裁に報告するよう命じたこと、などを報道するものでした。

この障害者権利法、私はこの記事で初めて知り、インド弁護士に確認したところ、同法は今年の4月から施行されていて、また、同法の規則も今年の6月に施行された、とのことでした。

法律、規則のリンクは、以下のとおりです。

[The Right of Persons of Disabilities Act, 2016](#)

[The Right of Persons of Disabilities Rule, 2017](#)

この点、日本にも、障害者雇用促進法があり、1年程前に改正法が施行されたところですが([詳しくはこちら](#))、このインドの障害者権利法の内容も、民間企業に対しては、日本の障害者雇用促進法と同じような障害者への配慮を求めるもの、と理解して差し支えないかと思います。

但し、民間企業(establishment)の「法的義務」としては、以下のような行為の実施が求められている点は、日本と違うところです。

機会均等政策(Equal Opportunity Policy)の告知、及び関係コミッショナーへの登録(法21条)

なお、この告知は、自社のウェブ上に掲示することが望ましく、ウェブがない場合は、職場の見やすい場所(conspicuous place)にディスプレイしなければならない(規則8条(2))。

なお、従業員が20人以上いる企業体の場合、機会均等政策の内容は、障害者の新規採用や雇用に必要な設備の整備等を担当すべき渉外担当責任者(liaison officer)の選任、を含め、規則8条(3)の規定に従う必要がある。

雇用した障害者の情報に関する記録を維持すること(法22条、規則9条)。

なお、この障害者権利法の目的は、前述のとおり、障害者の採用を促進するとともに、障害者が働きやすい環境を整備していくことにありますが、民間企業に、同法の定義する障害者の雇用を義務付けているわけではありません。

但し、関係行政機関に対しては、民間企業がその従業員の5%は障害者を雇用するようになるべく、何らかのインセンティブを提供するように義務付けているようでもあるので(条文ではまだ見つけられていないのですが、インド弁護士にそう解説してもらいました)、今後、企業としては、このような法の要請(障害者の雇用)を、よりscrupulouslyに(綿密に、冒頭の記事のタイトルで使われていた言葉)、検討することになっていくであろう、と予測されます。

以上の次第で、今日のところは、法律の大枠の理解として、インドでは、障害者権利法という法律により、障害者雇用に関する、会社としてのポリシーの策定・公表が、法的に義務付けられている状況にあるんだな、ということは、まず認識していただければと思います。

そして、インドでは、同法のような、いわゆる弱者保護の観点による立法も、詳細な規定として各種存在しており、且つ、民間企業に求められているものも多い、というイメージも、漠然とでも持っていただけたらと思っています。

以上

23、【4月1日施行】インドの労働法制 ~ 産休に関する法

(2017年5月11日)

さて、私が日本にいた4月1日に施行された法律として、「The Maternity Benefit (Amendment) Act, 2017(「2017年出産給付(改正)法」とでも訳されましょか)」がありました。

インドの労働雇用省のホームページで、私は今週認識しました。。

こちらが法律本文です。

<http://labour.gov.in/sites/default/files/Maternity%20Benefit%20Amendment%20Act%2C2017%20.pdf>

また、こちらが同省による説明(clarification)です。

<http://labour.gov.in/sites/default/files/The%20Maternity%20Benefit%20%28Amendment%29%20Act%2C2017%20-Clarifications.pdf>

ざっと見たところ、まず、maternity leave(産前産後休暇)の日数が、これまでの12週間から、26週間にと、一気に倍増以上とされています。

日本では、産前は請求すれば6週間、産後は8週間ですから(労働基準法65条)、これよりもはるかに長いです。

しかも、重要と思われるのは、上記の期間は単に休暇を取れるということではなく、maternity benefit(出産給付)の支払いを受けられる期間として規定されていることです(5条(3))。要するに、有給で産前産後休暇が最大で26週間取得できると法律で定められているわけです。

(子供の数ですとか、他に細かい要件はあるのですが)

また、他に目を引くのは、clarificationで指摘されているように、「Mandatory provisions for establishments having fifty or more employees to have a facility or creche(従業員50名以上の事業所に託児所の設置を義務付ける条項)」が加えられたことです。

ただ、この託児所に関する条項だけはまだ施行されておらず、本年7月1日から効力を生じるようです。

以上

24、インドでは今や一日で会社が設立できる

(2017年4月30日)

私はインドの法制度調査を主目的としてインドに滞在していますが、当然、インドの法制度について質問されることもあります。

現状、インド弁護士法等の規制の関係で、私自身がインドで弁護士業を営むことはできませんが、既にインド法制度の概要は把握していますので、一般的な制度をご説明したり、参照すべきウェブや書籍をご紹介することはしています。

昨日、インドで設立した会社の取締役を交代させるに伴う、「取締役番号(Director Identification Number) (DINと略されます)」の取得について、質問を受けました。

インドの会社法では、取締役になろうとする全ての者は中央政府に対して固有の取締役番号の取得申請をしなければならないとされています(会社法153条)。受けた質問は、取締役番号の取得方法、及び、取得手続の代行をお願いすることができる先(で費用も高くないところ)を紹介してもらえないか、という内容でした。

後者については、現状としてはインド、なかんずく日本に所在する、多くの法律事務所・会計事務所・コンサルタントの方々がこれに対応するサービスを提供されていますので、いくつか候補をお話ししました。

また、前者については、ポイントとしては、「**インド企業省のホームページがとても使える**」ということで、添付書類の提出も含め、取締役番号の申請手続もウェブ上でできます。この手続自体は、ボリュームもそう多くなく、自分でやろうとしても、そう難しい手続ではありません。

インドでは、会社の設立をはじめ、各種手続を迅速に・簡単に行えるようにすべきサービスの充実が、加速度的に続けられています。アップデートも頻繁なため、私も随時ホームページをチェックするようにしています。

企業省(Ministry of Corporate Affairs) ホームページ

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/index.html>

取締役番号の申請(Apply for DIN)はこちら

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/applyfordin.html>

そして、上記質問の関係で、今回久しぶりに企業省のホームページを開いたところ、
「INCORPORATE A COMPANY NOW IN JUST 1 DAY」
(会社設立は今、1日でできる)
との、先月にはなかったアピールが、表示されていました。

概要としては、インドで会社設立をする場合、固有の必要手続としては、前記の取締役番号を取得し、新会社の名前を確保して、いざ設立申請をする、ということになっており、不備がなければ設立証明書が発行されるのですが、それが従前は少なくとも15日はかかっていたところ、申請書類の統合等の工夫により、申請から1日で設立証明が得られるようになった、ということのようなのです。

(もっとも、かかる申請に先立ち、ウェブ上での申請手続をするために必要な電子署名を新たに作成したり、本人確認書類は英訳して公証人に認証してもらったりと、付随する手続をしておく必要はあるのですが)

新しい申請書は、やはり企業省の以下のページで、「incorporation Service」の項目の中で、「New Virsion」のところでダウンロードできます。(2017年2月19日にアップデートされたと記載されているもの)

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companyformsdownload.html>

なお、設立手続に関するトークセッションがYouTubeにアップされたこともアピールされているので(笑)、これもこれから見てみようと思います。

https://www.youtube.com/watch?v=F_57N0m2B-l&feature=youtu.be

以上

25、オンラインの会社設立申請書がバージョンアップされました

(2017年6月8日)

本日、企業省のホームページをチェックしたところ、インターネット上で会社設立手続の申請ができる書式について、昨日(6月7日)付で「ニューバージョン」が発表されていたので、今日はこれをお知らせしておこうと思います。

「[インドでは今や1日で会社が設立できる](#)」の投稿でも触れましたとおり、インド政府の公報によれば、インドでは種々の改善努力の結果、申請書類を提出してわずか1日で会社の登録が完了し、設立証明書が手に入る、という状況にあります。

そのスピード感は私もすごいと思いますが、それ以前に、**そもそもインドでも会社設立手続は全てオンラインで完結できるようになっている**、という点も、日本の皆様にも知っておいていただければと思います。

具体的には、設立申請の用紙、のみならず、基本定款等の付属書類の提出もネットでできますし、手数料(印紙代)も提出時にクレジットカードで支払えます。登録完了後に発行される設立証明書もメールで届きます。

ちなみに、日本でも会社設立手続をオンラインで行うことは可能ですが、添付書類の提出や、少なくとも印鑑の関係で、法務局を直接訪問する必要は未だあるようであるところ、インドでは、会社が社印を作成することは義務ではなくなったようで、申請手続自体は完全にオンラインでできる、ということになるようです。

Simplified Proforma for Incorporating Company Electronically (SPICe)と呼ばれる書式が、今日では企業省のホームページに数多く用意されており、今回バージョンアップしたのは「**INC-32**」と呼ばれる書式です。

(ちなみにINCはincorporation(会社設立)に関する書式であることを示しています。)

これのすごいところは、ほんの去年まで、会社設立手続は

会社名の確保

取締役番号の取得

会社設立の申請

という必要手続について別書式で行い、これをクリアしたら次にこれ、と進められていて、且つ、会社の設立が認められた後に、PAN(Permanent Account Number)及び TAN(Tax Deduction Account Number)という納税関係の識別番号を取得する手続をする必要があったのですが、INC-32ではこれら から までを1通の申請書で行えるようになった、という点です。

会社の設立のために必要な手続事項は、会社法上は主として7条に(長々と)規定されていますが、それらをまとめて一気に行えるようにとの工夫がなされた、ということになります。

「INC-32」の書式はここからダウンロードできます。

[SPICe \[zip\] \(671 KB\)](#)

「INC-32」は全6頁の書式ですが、各欄への記載方法について、詳細に説明したインストラクションも用意されています。

[SPICe \[zip\] \(1.4 MB\)](#)

ご参考までに、SPICeについてのFAQsです。

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/spicefaq.html>

なお、この書式があればインドでの設立手続は独力でできてしまいそうに思えますが、書式には、記載内容が事実であることについてのプロフェッショナル(公認会計士、原価会計士、会社秘書役、弁護士のいずれか)による証明欄というものがあり(これも会社法7条で必要とされているものです)、専門家の関与なしで手続を進めることはできない、ということも、指摘しておきます。

以上

26、会社法関係法規は改正が続く ~ 取締役会へのテレビ電話会議方式による出席に関する改正を題材に

(2017年9月11日)

インドにおける会社関係の規制の確認について、これまでも何度も「使える」とご紹介している、MCA(Ministry of Corporate Affairs:企業省)のホームページですが、相変わらず、会社法規則(Companies Rules)の制定・改正や、電子申請書式の改訂などを中心に、ここ最近も変化が続いています。

今日のブログの投稿は、このホームページで情報をチェックする際の、見るべき場所をおさらい的にご紹介するとともに、いろいろと改正等がある中で、今年の7月13日付の「取締役会とその権限に関する会社法規則の改正」を取り上げておきます。

具体的には、**会社法上、取締役の取締役会への出席は、テレビ電話会議の方法によることが認められている**のですが(173条(2)「through video conferencing or other audio visual means」)、適法な出席と認められるためには同条項及び関係規則の定めに従う必要があり、上記の改正はこの点に関わるものです。

1、MCAホームページの最新情報チェック法

トップページでは「IMPORTANT NOTICES」に目をとおり、気になるものはチェックする。

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/homepage.html>

「ACTS AND RULES」のタブから「Companies Act」を選択して開いて、[Companies Act, 2013: Rules, Circulars, Notifications etc.](#)をクリックし、最新のRules(規則)、Circulars(案内)、Notifications(告知)に目を通す。

<http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companiesact2013.html>

新しい規則等が制定されている場合はその内容を確認するが、改正された規則は、条文の記載が「何条の 部分を に置き換える」という類のもので、体裁が読みにくいので、「eBook Companies Act, 2013」を開いて、改正後の条文を直接チェックする。

(eBookの条文は常に最新のものにアップデートされています!! とってもありがたい。)

<http://ebook.mca.gov.in/default.aspx>

2、テレビ電話会議による出席に関わる近時(今年7月)の改正

(前記1の の過程で発見)

規則本文はこちらになります。

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesMeetingBoardPowersSecondRules_14072017.pdf

(前記1の の過程で確認)

改正を反映済みの「取締役会とその権限に関する会社法規則」3条はこちらです。

<http://ebook.mca.gov.in/Default.aspx?page=rules>

今回改正されたのは以下の2点です。(上場会社に関する改正もありますがここでは触れませんが)

従前から「取締役会に電子的な出席をしようとする取締役は、暦年の初めにその旨を intimate(宣言)することができ、かかる宣言の効果は1年間有効である」と規定されていたところ、この点の表現が若干修正されるとともに、「かかる宣言をしていた場合でも、適切に事前に知らせた場合には取締役会に直接出席することを妨げるものではない」との規定が加わった(同規則3条(3)(e))。

従前から「各議題の審議の最後に、議長は決定の要旨を、反対した取締役の名前(もしあれば)とともに告知しなければならない」と規定されていたところ、その後に「(取締役会の)議事録のドラフトは内容確定まで会社が保存しなければならない」との規定が加わった(同規則3条(11)(a))。なお、議事録のドラフトは取締役会から15日以内に全ての取締役に回覧されなければならないとされている(同規則3条(12))。

いかがでしょうか。

紹介しておいて何ですが、あまり、たいしたことのない改正でしたね(笑)。

「eBook Companies Act, 2013」では、改正前後の規定の比較もできるのですが、前者(同規則3条(3)(e))は、本当に、文言の規定ぶりを他の条項に合わせたのと、「テレビ会議で出席することにしていても直接出席もできるよ」という点を明確にした、というだけです。後者についても(少なくとも私は)これで議事録に関する従前の運用を見直さなければならないようなものとは思えませんでした。

取締役会にビデオ会議等で出席する場合の手続細則である、この規則3条自体が、かなり細かい指示をいろいろと規定しているので、私に関しては、今回の改正は条文全体を再度復習するいい機会になりましたが、同時に、一口に改正といっても、規範が追加・変更されるようなものから、本件のような、解釈に疑義があり得る文言の意味を説明するような趣旨(だけ)のものまであるんだなど、これも改めて実感する機会にもなりました。

本当に、インドの法律の条文は、日本のものに比べて非常に細かいことまで規定している、という印象なので、私についてはこれからも、それらをどう要約的にご説明できるか、に意を用いるとともに、改正についても、メリハリをつけた紹介(重要と思われる点をピックアップ)することに、留意していきたいと思います。

以上

27、インドの「企業の社会的責任」条文の和訳

(2017年2月16日)

グーグルで、「企業の」と入力すると、「企業の社会的責任」が真っ先に予測変換されます。私は渡印して7か月になりますが(もっともっと長く感じていますが)、私が弁護士業務として「企業の社会的責任」の問題に接していた時は、これを企業コンプライアンスの観点からの、リスク管理の問題として扱っていたことが多かったように思います。

明文法にはなっていないけれども、既に醸成されつつあると判断できる社会的要請に応える活動をする必要が、企業にはあるのではないかと、そしてより「ネガティブ」には、それをしない場合のレピュテーションリスク(評判への影響)はどうか、ひいては、それをしないという判断をしても取締役の法的責任(損害賠償責任)は生じないか、という検討です。

これに対し、今日の投稿は、インドで「企業の社会的責任」はどのように理解されているのか、私が見て、これは日本より「すすんでいる」「概念が明確化されつつある」という状況にあるなと思った、という話です。

インド会社法の条文と、今週発表された統計資料を紹介します。

インド会社法が定めるCSR (Corporate Social Responsibility) について

< 概説 >

インドの会社法には、そのものずばりの、「Corporate Social Responsibility」というタイトルの条文があり、CSRについて一定規模の会社を対象に様々な義務を規定しています(135条)。

その内容は、一定規模の会社に対して、会社法が予め「これがCSR活動ですよ」と定める種類の活動の中から、会社がどれを行うか選択させ、その活動について、「純利益の平均の少なくとも2%」の金額を支出させる、というものです。

具体的には、CSR委員会という組織を設置し、CSRポリシーという規定を作成し、そして実際にCSR活動をする(支出する)。ポリシーはネット等で公表する、などという内容になっています。

CSR活動として会社が取り組むべき活動は、会社法の「別表7」に規定された事柄に関係のあるものとして行う必要があります。現在、別表7では11項目が掲げられていますが、基本的には、社会的に有意義な活動として常識的に想起され得るものばかりで、日本人から見ても違和感のないものだと思います(例えば貧困、教育、環境、職業訓練など。遺跡の保護や兵役経験者・戦争未亡人の支援なども含まれていて幅広いです。)。なお、中央政府や州が設立した一定の基金に対して寄付を行うことも含まれています。

なお、135条の規定を遵守しなかったことの罰則は規定されていませんが、会社が同条に従った支出をしなかった場合、取締役会はその理由を報告書に明確に記述しなければならないことになっており、これの違反には懲役と罰金の定めがあります(134条(8))。

以上のとおり、インドでは、「企業の社会的責任」とは、既に会社法という法律においてなすべきことが明確化されている概念である、といえる状況にあります。

もっとも、CSR活動として会社が取り組むべき活動は既に規定されたものの中から選ぶという点からも、また、この135条はインド会社法の「第9章 会社の会計」の中で規定されているということからも、ここにいう「企業の社会的責任」とは、「一定規模の(儲けを上げている)会社は、本業以外の、社会に役立つ活動にお金を出してください」という趣旨で捉えられている、ということができるかと思えます。

<法律の条文>

～以下条文～

135条 コーポレートソーシャルレスポンスイリティ(会社の社会的責任) 1 総資産が50億ルピー以上か、売上が100億ルピー以上か、純利益が5000万ルピー以上(いずれも、いずれかの会計年度で達していれば該当する)の会社は、取締役3名以上(うち最低1名は社外取締役)からなる、CSR委員会を設置しなければならない。 2 CSR委員会の構成は、134条(3)に基づいて作成される取締役会報告書において開示されなければならない。 3 CSR委員会は、

(a) 本法別表7に規定されている活動として会社が取り組むべきものを指し示した「CSRポリシー」を策定し、取締役会に勧告しなければならない。

(b) 前項で示した活動に費やされるべき費用の総額を勧告しなければならない。

(c) 折々に会社のCSRポリシーをチェック(モニター)しなければならない。 4 (1)に該当する各会社の取締役会は、

(a) CSR委員会の勧告を考慮に入れ、CSRポリシーを承認し、その内容を取締役会報告書において開示し、会社のウェブサイトにも掲示しなければならない。

(b) 当該会社のCSRポリシーに盛り込まれている活動を、会社として実行しなければならない。

5 (1)に該当する各会社の取締役会は、各会計年度において、会社の純利益の平均(直近3カ年の会計年度のものから算出)の少なくとも2%を、CSRポリシーにしたがって支出しなければならない。

会社は、CSR活動に割り当てるべき支出について、自らが活動している地元地域またはその周辺を優先しなければならないものとする。

且つ、会社がかかる支出をしなかった場合、取締役会は、134条(3)(o)に基づき作成されるべき報告書において、支出をしなかった理由を明確に記述しなければならないものとする。

(説明)本条にいう「純利益の平均」は、第198条にしたがって計算されなければならない。

～条文終わり～

28、企業の社会的責任（CSR）の規制状況、解釈指針を、より具体的に把握する。なぜマラソン大会にお金を出してもCSR活動にならない？

(2017年6月1日)

インド会社法上の「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility:CSR)」については、[以前の投稿](#)で、条文の和訳と共にその概要を取り上げましたが、今回は、本日付の経済紙mintの記事に触発され、もう一步進んで、

- CSRに関する規制には、会社法自体のほか、どのようなものがあるか。また、それらのフォローの仕方

- CSRに関する規制の具体的な解釈

について、説明させていただきます。

(新聞記事は最後にご紹介します。)

1. CSRをめぐる規制の状況及びそのフォローの仕方

[以前の投稿](#)では、会社法135条をその該当条文として紹介しました。同法でCSRを規定している条文は、これ1つです。

しかし、CSRに係る公的な規制としては、この他に、

- 会社法の別表(SCHEDULE)
- 法律に基づいて行政(企業省)がその施行細則を制定したものである規則(Rule)
- 同じく行政が法律や規則の解釈を提供する「説明(Clarification)」
- 「よくある質問」への回答という形で、やはり行政の解釈を提供する「FAQs」

があります。

なお、規則(Rule)の制定を知らせるのが、NOTIFICATIONです。

また、説明(Clarification)は、Circularという形式で公にされています。

このような、多岐にわたる規制関係情報を、どこで取得できるかという点、これも[以前の投稿](#)で指摘した、[インド企業省のホームページ](#)を使うのが便利だと思います。

具体的には、これはCSRだけではなく、様々な規定に関して同様だと思われるが、探しどころは以下のとおりです。前掲の規制関係情報は、全て見つけることができると思います。

・会社法の条文、関係規則、説明

[企業省のホームページのトップ画面](#)の左下部に、「EBOOK COMPANIES ACT 2013」のリンクが貼ってあります。

このebookで、該当条文を確認すると、関係する他の条文や規則の条文にリンクが貼ってあるので、それらについてもダイレクトに確認できます。

なお、別表7のダイレクトリンクは以下のとおりです。

<http://ebook.mca.gov.in/Actpagedisplay.aspx?PAGENAME=17923>

・会社法規則・説明

同じく[企業省のホームページのトップ画面](#)から「ACT&RULES」に入ると、下の方に[Companies Act, 2013: Rules, Circulars, Notifications etc.](#)の項目があります。ここから、様々な規則(Rule)、そして説明(Clarification)が探せます。

なお、CSRに関する規則及びその改正規則のダイレクトリンクは以下のとおりです。

NOTIFICATION (CSR規則)

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesActNotification2_2014.pdf

NOTIFICATION (上記の改正)

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/NCA_Rules_12092014.pdf

Clarification (CSRの解釈指針)

http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/General_Circular_21_2014.pdf

・Help&FAQs

同じく[企業省のホームページのトップ画面](#)の最下部の「QUICK LINKS」の欄に[Help & FAQs](#)の項目があります。ここをクリックすると、様々なヘルプの項目が左側に表示されますが、一番下に[Corporate Social Responsibility](#)があります。

2. CSRに関する規制の具体的な解釈

何がCSR活動に該当するかは、会社法の別表7に規定されているところ、確かにどれも社会貢献活動として違和感ない、という感想を、[以前の投稿](#)で書かせていただきました。

ただ、そうだとすると、別表7に列挙された活動以外にも、これも社会貢献になるのではないかと考えられる活動はあり得ると思います。自社の得意分野や関心事等との関係で、うちはこれをやる、と決めても、別表7に引っかけられないものだとCSR活動をしたことに全くならないのでしょうか。

また、例えば、別表7には「ensuring environmental sustainability(環境の持続可能性の確保)」との規定が存在しますが、解釈に大いに幅のある概念だと思われ、個別の取り組みについて判断に迷う場合もあり得るかと思われまます。

例えば、FAQsにおいて、「CSRの支出は、別表7記載の活動以外のものにするのではダメですか」という質問があります(No.5)。回答は、「別表7に関係する活動でなければダメです。但し、該当性については自由に幅広に考えて構いません」という趣旨のものになっています。

他方で、「どのような活動がCSRとして認められませんか」という質問に対して(No.7)、「マラソンや慈善寄付など、一回限りで終わるもの(one-off event)は該当しません」との回答も記載されています。しかし、かかる解釈は、別表7の表現からストレートに出てくるものではないように思われます。

このように、自由に解釈してください、と言いつつ、解釈に一定の考え方が適用されているような状況が見受けられるわけであり、後の憂いなくCSRを実行しようと思ったら、やはり、施行細則である規則はもちろん、行政府の解釈を示した説明・FAQsを確認せざるを得ない、という状況にあるわけですね。

3. 本日の新聞記事

Too many regulations are ruining CSR (多過ぎる規制がCSRをダメにしている)

<http://www.livemint.com/Opinion/FA3ZAjIDAKLzuPEmtEk2qN/Too-many-regulations-are-ruining-CSR.html>

記事の大意としては、

・会社法のCSR規定は、事業の成功を広く社会に行き届かせるという企業の社会貢献を促進するためのもので、概要、利益の2%を会社自らが(設置した委員会で)決めた社会貢献活動に費やす、というシンプルなものである。

・ところが、何が社会貢献活動に当たるかについて、別表リストや数々の告知、QAなどにより、解釈が縛られてしまっており、状況が複雑化しているばかりか、社会的に有意と思われる活動が公的解釈によって除外されてしまっている。

・QAを含めた企業省の解釈は、全て撤廃し、社会貢献活動として適切かどうかは、会社による情報開示を十分に確保することによる、広く社会的な評価に委ねるべきである、
というものです。

メジャーな経済紙にこのようなドラスティックな論考が掲載されているのは痛快なことでもありませんが、改めてCSRに関する規制をチェックしてみて、今日は実に面倒なことに手を出してしまったと書きながら実は後悔していた自分としても、非常に同意できる文意です。

一方で、インドにおいては法適用の予見可能性が日本に比べて心もとない、といった、これまでの傾向からすると、解釈指針自体は充実して示されているということではあり、日本企業からすれば、むしろ歓迎、という状況とも言い得るとは思いますが、他方で、当該CSR規制は条文自体、いわゆるcomply of explainの発想で規定されており、絶対にCSRに支出しなければならないのではなく、支出しなかった場合はその理由をきちんと説明することが義務、という構造になっているので、支出対象についても、会社の判断に委ねる余地をもっと大きくする方が、条文解釈として適切なようにも思います。

今後の議論の深化を期待しつつ、今日のところは、インドの法規制の構造と、その見つけ方について、まずは理解していただけたら、思ったよりも苦労したのが報われるなと思っています。

以上

29、日本にはない会社法上の役職「会社秘書役」の資格で、世界中で活躍できる！？

(2017年5月30日)

昨日の投稿でご紹介した[Hitender Mehta](#)弁護士は、弁護士資格の他に、「Company Secretary(会社秘書役):CS」の資格もお持ちで、以前は「インド会社秘書役協会」の理事もされていたとのことで、その関係で、同協会にも訪問させていただくことになっています。

会社秘書役(CS)とは、日本にはない制度ですが、インド会社法では主要な経営責任者の一つとして位置付けられており(203条)、[払込済資本金5000万ルピー\(1億円弱\)以上の会社に設置義務があるので](#)、日本企業が設立したものの中にも該当する会社は多くあり得ます。

イメージとしては、「コンプライアンスオフィサー」といった職責を担っています。会社秘書役の職務に関する条文は以下のとおりです。

////////////////////////////////////

Functions of Company Secretary

205. (1) The functions of the company secretary shall include,—

- (a) to report to the Board about compliance with the provisions of this Act, the rules made thereunder and other laws applicable to the company;
- (b) to ensure that the company complies with the applicable secretarial standards;
- (c) to discharge such other duties [as may be prescribed](#).

Explanation.—For the purpose of this section, the expression “secretarial standards” means secretarial standards issued by the Institute of Company Secretaries of India constituted under section 3 of the Company Secretaries Act, 1980 and approved by the Central Government.

- (2) The provisions contained in [section 204](#) and section 205 shall not affect the duties and functions of the Board of Directors, chairperson of the company, managing director or whole-time director under this Act, or any other law for the time being in force.

会社秘書役の職務

205条

(1)会社秘書役の職務は以下のとおりである。

- (a)会社法、同法のもとで制定される規則、会社に適用されるその他の法律の条項への遵守について、取締役会に報告すること
- (b)会社に適用される「セクレタリアル・スタンダード」の遵守を確保すること
- (c)[別途定められる義務](#)を順守すること

説明～本条において「セクレタリアル・スタンダード」とは、1980年会社秘書役法に基づき設立されたインド会社秘書役協会が定め、中央政府の承認を得たものを意味する。

(2)204条及び本条は、本法及び他の有効な法律に基づく取締役会、会社の議長、取締役社長、常勤取締役の義務及び職務に、影響を及ぼさない。

////////////////////////////////////

どうでしょうか、イメージ湧きますでしょうか。

一言で言うと、会社のコンプライアンス体制を確保する職責を担っている、ということかと思えます。(1)(c)の「[別途定められる義務](#)」はいろいろ規定されていますが、取締役はその義務や職務について助言を与えたり、法令順守に関して会社をアシストしたり代表したりする類のことが定められています。

そして、「セクレタリアル・スタンダード」は、これを規定しているはずのインド会社秘書役協会のホームページに現在なぜか掲載されていないのですが、ネットで見ると、膨大な量で、これらを理解するだけでも、相当の労力を費やす必要はありそうです。

CSIは、弁護士とはまた別の資格で、私が聞いたところでは合格までに3年、合格率も数パーセント台、そして合格後も1年以上の実務研修が必要だそうで、インドにおける希少な資格と言えます。

逆に言うと、適切な人材をなかなか見つけにくいということでもあるようで、経験豊富なCSIは費用が高く、若くて費用も低額なCSIは経験不足で心許ない、という悩みも、しばしば耳にします。

それにしても、こういう役職を、インドの日本企業については、日本法弁護士が果たせるようにならないものか、と思います。

もちろん、一定の必須レクチャーの受講や試験の合格は必要だと思いますが、3年も時間を費やさなくても、また他国の専門家であるとしても、法律家としての知見と経験を考慮に入れて資格要件を考えることは、不合理ではないように思います。

と、考えながら、訪問の予習的にインド会社秘書役協会のホームページを見ていたところ、「インド会社秘書役協会の会員は、例外的に簡易な手続で、イギリスの会社秘書役協会の会員になることができる。そしてイギリスの会の会員は、世界の8カ国における同種資格団体の会員になることができる」という告知がありました。

THE INSTITUTE of Company Secretaries of India

Yes, Company Secretaries can explore International opportunities

https://www.icsi.edu/Webmodules/ICSA-UK_Membership.pdf

8カ国とは、オーストラリア、カナダ、香港、シンガポール、南アフリカ、と、多岐にわたっています。

私にとって、にわかに理解し難いことではありますが、これは、インドで会社秘書役の資格を取れば、上記の各国でも、民間会社のコンプライアンスオフィサー的役割の職に就くことができる、ということになるのだと思われます。

以上

30、インド会社法の「詐欺罪」を理解する：社内不正行為への適用

(2017年8月6日)

インドに設立した会社において、不正行為が発覚した。例えば、経理部長が取引先と共謀し、架空取引の請求書を当該会社宛に発行させ、当該会社として取引先に支払った金員を取引先から個人的に受領する、などという事件は、不正行為としてある意味典型的なケースです。

このようなケースは、日本では、処罰されるべき犯罪行為への該当性としては、背任罪(刑法247条)の問題と捉えられることとなります。ごく一言で言うと、**任務に背いて損害を与えた**と評価されるということです。また、行為者が従業員ではなく取締役だと、会社法上の特別背任罪(960条)が適用されることにもなります。

ちなみに、嘘や不正が手段になっているので「詐欺」ではないのか、とも考えられますが、日本の刑法の詐欺罪は、騙されたのが誰なのか、騙されたのでどう利益を交付してしまったのか、というメカニズムを細かく特定する(且つ立証する)ことが必要になるので、上記ケースの場合は、そのものズバリの背任、として対処されるのが通常だと思われます。

今日の投稿は、かかる不正行為は、インドでは法律上どう評価されるのか、というものです。

結論としては、2013年に施行された会社法の447条に、「Punishment for Fraud(詐欺に対する罰則)」という条項が設けられており、主体が経理部長であれ、取締役であれ、これに該当することになるものと思われます。

条文はこちらです。

Punishment for Fraud.

447. Without prejudice to any liability including repayment of any debt under this Act or any other law for the time being in force, any person who is found to be guilty of fraud, shall be punishable with imprisonment for a term which shall not be less than six months but which may extend to ten years and shall also be liable to fine which shall not be less than the amount involved in the fraud, but which may extend to three times the amount involved in the fraud: Provided that where the fraud in question involves public interest, the term of imprisonment shall not be less than three years.

Explanation.—For the purposes of this section— (i) "fraud" in relation to affairs of a company or any body corporate, includes any act, omission, concealment of any fact or abuse of position committed by any person or any other person with the connivance in any manner, with intent to deceive, to gain undue advantage from, or to injure the interests of, the company or its shareholders or its creditors or any other person, whether or not there is any wrongful gain or wrongful loss; (ii) "wrongful gain" means the gain by unlawful means of property to which the person gaining is not legally entitled; (iii) "wrongful loss" means the loss by unlawful means of property to which the person losing is legally entitled.

構成を整理するとこうです。

会社その他法人の業務に関する行為が対象です。(in relation to affairs of a company or any body corporate)

主体に制限はありません(any person)。

該当する(客観的な)行為は以下のものです。

- 1, 作為(act)
- 2, 不作為(omission)
- 3, 事実の隠蔽(concealment of any fact)
- 4, 地位の濫用(abuse of position)

主観的には、会社や株主や債権者(その他結局は)から不正な利益を得たりそれらに損害を与えるべく、だます意思があること(with intent to deceive)、が要件とされています。

もっとも、上記の客観・主観が存在すれば、実際に利益や損害が発生しなくても成立するとされています。

というわけで、以下のように理解できます。

冒頭の、「取引をでっちあげて会社の金を我が物にする」という行為は、それが「作為」なのか「地位の濫用」と評価されるのかはともかく、いずれにせよ、の全ての要件に該当し、同条の定める「Fraud」が成立することは、明らかだと思われま。

また、447条の表題は「Fraud」であり、通常は詐欺と訳される単語かと思いますが、その規制の射程は、日本の背任罪におけるそれと同様に考えられるように思います。

日本の背任罪の実行行為は条文上「任務に背く行為をした」と規定されており、イメージとしては「立場上、してはいけないことをした」ことが犯罪を構成するわけですが、具体的な行為類型としては、インド会社法447条に関する の1,乃至4,は、上記の日本の背任罪の「任務に背く行為」に全て含まれ得ますし、またいわゆる図利加害目的と呼ばれる主観的要件も類似しています。加えて、同447条は主体を制限していないので、日本の背任罪の対象者は同447条でも全て対象になることにもなります。

したがって、理解としては、インドの会社で、日本でいうところの「背任」と評価し得る事件が発生した場合、それはインドにおいても同じく犯罪とされており、それは具体的には会社法447条が規定している詐欺罪(Punishment for Fraud)である、と認識していただいて、結構かと考えます。

Companies Act 2013

What will be its impact on Fraud in India

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-Companies-Act-2013-What-will-be-its-impact-on-fraud-in-India/\\$FILE/EY-Companies-Act-2013.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-Companies-Act-2013-What-will-be-its-impact-on-fraud-in-India/$FILE/EY-Companies-Act-2013.pdf)

上記リンクは、少し古いものですが、EYが発行している、インド会社法上犯罪と規定されているものをまとめた小冊子で、参考になります。

特に、この会社法の詐欺罪の関係で、「Serious Fraud Investigation Office(SFIO)」という機関が設立されており、詐欺罪事案の捜査をし、場合によっては被疑者を逮捕する権限も有しているということを、私もこのEYの記事で初めて知りました。

このような事案に関する、警察ではない相談窓口、という位置付けにもなっていると思いますので、今後の私の調査事項に加えておきたいと思います。

以上

3 1、インドでは男性警察官は女性を逮捕できない？法律上の女性の権利の一例（セクハラ防止法関係の雇用者の義務を含む）

(2017年6月28日)

今日のブログは、現在インドの労働法規に関するコンプライアンス体制についてまとめているのですが、その過程で見つけた、下記の記事を情報源として簡単にご紹介させていただきます。

5 Legal Rights That Every Woman Should Know About!

(女性が知っておくべき5つの権利)

<http://www.livellaw.in/5-legal-rights-every-woman-know/>

上記記事で紹介されていたのは以下の法律です。権利としては について2つ紹介されています。

賃金平等法

セクハラ法

刑事訴訟法

ヒンドゥー相続法

は、雇用者に義務を課すもので、「同じ仕事・同じ性質の仕事(the same work or work of a similar nature)」について性別で給与額に差をつけることを禁じています(4条(1))。違反には勿論罰則の定めもあります(10条(2))。

は、上記記事としてはまず1つ目として、「セクハラに対する権利」と称して、同法で規定されている雇用者の義務の概要が説明されています。

ただ、雇用者の義務は、同法上非常に多岐にわたっており、私も別資料にまとめたこともあるのでこれをせっかくなので以下に貼り付けさせていただきます。(基本的には同法19条です。)

職場における安全な労務環境を提供すること(職場に出入りする人たちからの安全を含む)。

職場の見やすいところに、セクシャルハラスメントの罰則及び社内委員会の設置に関する規定を掲示すること。

- 従業員を本法の規定に敏感にするための定期的なワークショップや学習プログラム、及び社内委員会のメンバーへの指導プログラムを計画すること。
- 社内委員会、またはローカル委員会が苦情を処理し調査を行うために必要な設備を提供すること。
- 社内委員会またはローカル委員会への被申立人及び証人の出頭が確保されるよう支援すること。
- 社内委員会またはローカル委員会が、第9条(1)に基づいて行われたセクシャルハラスメントの苦情に関係するとして要求する情報提供に応じること。
- インド刑法またはその時点で有効な法による犯罪として提訴することを女性が選択した場合にその女性に援助を提供すること。
- 加害者に対し、インド刑法またはその時点で有効な法による行動を始めること。もし被害女性が特に望む場合は、加害者がセクシャルハラスメントが行われた場所の従業員でない場合であっても。
- 就業規則に、セクシャルハラスメントを非行として規定し、そのような非行があれば対応すること。
- 社内委員会による報告書の適時の提出を監視すること。
- (なお、報告書を提出することは社内苦情委員会の義務だが、報告書に処理件数を含めることは雇用者の義務として規定されている(22条)。

また、セクハラ法関係の2つ目の権利として、被害女性が社内委員会等に苦情申立てをした場合、被害女性の特定に関わる情報などを公にしてはならないと規定されています(16条)。

そして、 ですが、刑事訴訟法(The Code of Criminal Procedure)において、(1)女性について原則として日没後から日の出までの間に逮捕することはできない(裁判官の事前の許可を得るなど所定の条件を満たした場合は逮捕できる)、(2)女性警察員でなければ逮捕するために当該女性に触ることはできない、との規定があるのです(46条)。

もっとも、制定時の同法にはこのような規定はなく、2005年、2008年の改正によりそれぞれ追加されたようです。女性に対する逮捕時の人権侵害が問題視されていたという経緯があったのだと思われます。

THE CODE OF CRIMINAL PROCEDURE (AMENDMENT) ACT, 2005

(4) Save in exceptional circumstances, no woman shall be arrested after sunset and before sunrise, and where such exceptional circumstances exist, the woman police officer shall, by

making a written report, obtain the prior permission of the Judicial Magistrate of the first class within whose local jurisdiction the offence is committed or the arrest is to be made.

THE CODE OF CRIMINAL PROCEDURE (AMENDMENT) ACT, 2008

(1)"Provided that where a woman is to be arrested, unless the circumstances indicate to the contrary, her submission to custody on an oral intimation of arrest shall be presumed and, unless the circumstances otherwise require or unless the police officer is a female, the police officer shall not touch the person of the woman for making her arrest."

最後に、 についてはヒन्दゥー教徒にのみ適用される法律なのでインド在住日本人で適用される方は現状では多くはないと思いますが、相続に関し、子である男性と女性とで相続分は同じであること等が規定されています。

以上、インドの法律において、女性に特別に認められた権利はこの5つだけ、というわけではないと思われ、且つこのチョイスの是非もあまりピンとこないところではありますが、今日は記事の紹介として、特に「逮捕」に関する制約については、女性の方はインドの制度の理解として、頭に入れておかれてはと思います。

以上

3 2、インドの訴訟に関する基本的知識（インド法律事務所の説明より）

（2017年5月29日）

「[インドの法律事務所を訪問して](#)」の投稿でも触れましたように、最近の私の活動の一つとして、インドの様々な法律事務所を訪問し、様々な分野の専門家（を自称されている弁護士の方々）からお話しを聞くようにしています。

今後、日本企業が相談できるインド弁護士のオプションを増やせるように、専門分野・日本企業対応経験（できればそのお人柄）に関する情報を集めるのが、その目的の一つです。

今日は試み的に実名を挙げますが、某日本企業の方からご紹介いただいた、[VAISH ASSOCIATES ADVOCATES](#)の、[Hitender Mehta](#)弁護士を訪問させていただきました。

既に様々な日本企業の業務を取り扱われた経験がおり、10年ほど前にはJETEOの業務も請け負われていたそうです。

専門は、インド進出にまつわる法的助言全般をはじめ、インドのいわゆるSEZ (Special Economic Zone: 経済特区) の実務についても詳しいそうです。

（ちなみに、インドのSEZの全体的な理解を得る方法は、やはり政府のホームページを見るのがてっとり早いとのことでした。こちらになります。<http://www.sezindia.nic.in/index.asp>）

さて、今日の標題である「訴訟」は、Hitenderさんの専門分野ではなく、事務所に他のパートナーを中心としたチームがあるようなのですが、事前に同事務所のホームページを読んだ際、取扱分野の「訴訟」の項目で書かれている内容が、よくまとまっており、且つ、あくまで私の経験の範囲ですが、インド弁護士に対し、インドの訴訟って長いですね、とふった時に聞かされる「典型的な反応」と同じだと思ったので、Hitenderさんの了解のもと、一部ではありますが、ここに引用と私の日本語訳を掲載させていただきます。

ちなみに、インド政府のホームページによれば、今日現在でインドの係属中訴訟案件（ペンディングになっているケース）は、実に2400万件あります（http://ecourts.gov.in/ecourts_home/）。

その原因は基本的には裁判官不足ということのようで、そんな状況下で、「インドで裁判はどのくらい時間がかかりますか」などと質問するのも野暮というものではありますが、だいたい、下記のような話にスライドされて答えられることが私は多いです。

また、訴訟の場合のインド弁護士の費用の制度についても言及されています。「訴訟に時間がかかって仕方がない、タイムチャージになっているので弁護士費用も増える一方である、わざと引

き伸ばしているのではないかと疑心暗鬼になってしまうケースも散聞しますが、費用体系をタイムチャージ以外で依頼することも可能、ということは知っておいて損はないと思います。

VAISH ASSOCIATE ADVOCATE

Practice Areas

Litigation

<http://vaishlaw.com/Litigation.php?ul=PracticeAreas>

.....

(以下、引用と日本語訳)

(Below is Quotations and my translation in Japanese)

The litigation in India should be initiated only after a well thought strategy about the entire process, time and cost involved. Litigation in India should not be initiated impulsively. Though it may not be possible to avoid litigation at all times but strategies can be formed to successfully end the litigation by achieving practical objects. It should also be kept in mind that Indian Courts are not very pro-active in granting heavy damages or compensation. Alternative Dispute Resolutions like arbitration is a well recognised method of avoiding litigation in India.

インドでは訴訟を始めるのは、時間とコストを含めた手続全体の戦略を検討した後にすべきである。インドでの訴訟は衝動的に始めるべきものではない。訴訟が不可避的な場合は常にあり得るとは思うが、実現すべき真の目的を達成して成功裏に訴訟を終えるための戦略を持つことは可能である。また、インドの裁判所は多額の損害賠償や補償を認めることにあまり積極的ではないことも心に留めておくべきである。仲裁手続のような訴訟外での紛争解決は、インドでの訴訟を避ける方法としてよく知られている。

Time frame for Litigation

In view of the above data, it is very difficult to predict a time band within which litigation in India can be completed from the filing of the suit and till the appellate stages are over. However, a well thought strategy can definitely put an end to the unending and unpredictable litigation in India.

So, while doing business in India, the first endeavour should be to avoid litigation. However, there may be situations when a foreign entity may get embroiled in an unavoidable forced litigation in Indian Courts.

It has been observed that most of the litigation which takes place in India during the course of business by a foreign entity with an Indian, is a result of bad contracts, which could be avoided by taking care of and contemplating various contingencies which may arise during the course of business in India.

訴訟に要する期間

前述のデータからすると(インドでは係属中の訴訟が膨大な量に達していること)、インドでは提訴からどの程度の期間で訴訟が完結するか、上訴がどの程度の期間で終了するかを見通すことは、非常に困難である。

しかし、戦略を考え抜くことで、いつまでも続き且つ予測不能なインドの訴訟と決別することは可能である。

すなわち、インドでビジネスを行うに際し、まず重視すべきは訴訟を避けることである。しかしながら、外国企業がインドの裁判所で不可避免的に訴訟に巻き込まれる状況も認められ得る。

外国企業とインド企業とのビジネスに関してインドで始められる訴訟のほとんどは、契約書の不備の結果であり、インドビジネスにおいて想起され得る、様々な不確実性をケアしてよく熟慮しておくことによって、避けることが可能であるはずのものなのである。

Cost of Litigation

Any peculiar civil action in the Court of law involves following components of costs i.e. Court Fee, Professional Fee and Miscellaneous Expenses and Disbursements.

In a Civil action, court fee is required to be paid at the time of the institution of the suit, which may be fixed or ad-valorem (a percentage of the amount claimed). Generally, the fixed court fee is negligible. However, any claim relating to recovery, damages, compensation or property etc. may attract a court fee which is based on a percentage of the claim amount or the valuation of the subject matter of the suit, e.g. for a suit for recovery of a sum of INR 60 Million (approx. US\$ 1290000) in Delhi High Court, an amount equivalent to 1 % of the claim i.e. INR 0.6 Million (approx. US\$ 12900) has to be paid as court fee at the time of the institution of the suit. In Criminal matters, only a trifling court fee is payable.

For any matter relating to litigation, the component of professional fee may include fee for advice, drafting of pleadings and appearances before the Court. In India, for professional fees, generally the system of lump-sum fee and fee on 'hourly rate' basis is followed. However, Indian law does not allow the payment of contingent fees or conditional fees, i.e., any fee for services provided where the fee is only payable if there is a favorable result.

The third component of litigation cost, is usually not very high since the same pertains to miscellaneous issues related to litigation including typing, photocopying, postage and courier charges etc.

訴訟に要する費用

裁判所におけるあらゆる私有財産に関する民事訴訟においては、以下の費用、すなわち、訴訟費用、弁護士費用、その他の諸経費、がかかる。

民事訴訟において、訴訟費用は訴訟を開始する時に支払うことが必要で、金額は定額か、訴訟の何パーセントと決められている。通常、定額の訴訟費用は取るに足らない金額である。しかし、物の返還・損害賠償・支払や物に関する訴訟については、訴訟費用は請求金額や訴訟の目的である物の価額の一定のパーセンテージで決められることになる。例えば、デリー高等裁判所へ6000万ルピー（約129万ドル）の返還請求訴訟を起こす場合、請求額の1%、すなわち60万ルピー（約1万2900ドル）を訴え提起時に訴訟費用として支払わなければならない。刑事問題の訴訟費用は取るに足らないものである。

訴訟案件における弁護士費用は、助言、書面作成、裁判所への出頭についての費用になる。インドにおける弁護士費用は通常はランプサム（固定金額）で、アワリーレート（時間単位）による場合もある。しかし、インドでは、成功報酬や、望ましい結果が出た場合にのみ支払われる業務の対価というような条件付費用の支払いは、法律で認められていない。

3つ目のその他諸経費は、タイピング、コピー、郵送料や配達料など訴訟にまつわる雑多な事項に関係するものなので、通常はそれほど高額ではない。

.....

以上

33、インドの訴訟の時間・費用 ~ 「ビジネスのし易さランキング」における評価結果

(2017年11月1日)

今日の投稿ですが、昨日発表されました。インド政府が意識しまくっているこのランキングは、世界189の加盟国が共同運営する「世界銀行」が、毎年行なっているプロジェクトです。

起業(のし易さ。以下同じ)、建築許可取得、受電(電力供給)、国外貿易、契約の履行確保など10のテーマによる評価で「ビジネスのし易さ」をランク付けしています。

下記の新聞記事にも、インドのここ5年のランクの推移が図で示されていますが、約190カ国中、インドはだいたい130位のあたりでずっと停滞していたのが、今年は一気に、100位にまでランクアップしたのです。

Reform booster: India breaks into top 100 in World Bank ease of doing business rankings

Read more at:

[//economictimes.indiatimes.com/articleshow/61376612.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst](http://economictimes.indiatimes.com/articleshow/61376612.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst)

なお、世界銀行自体のホームページの、[インドのランクページはこちらになります。](#)

この、インドのランキングの急上昇は、上記の記事をざっと概観したところ、基本的には、各種の申請・届出等の手続きが、どんどんオンラインで行えるようになっていて、時間と手数自体が節減されていることが、大きく寄与しているようです。

また、昨年12月に施行された破産倒産法も、「倒産処理(のし易さ)」の評価に影響を与えたものと思われます。

そして、インドが最も評価が高いテーマは、「protecting minority investors(少数株主保護)」なのですが、なんと全体で第4位です。このことは、2013年に制定された新しいインド会社法の先進性というか、法律自体の出来がいい？ことの一端を示すものと言えるのではないのでしょうか。

モディ首相は就任来、このランキングで50位以内に入ることを目標としてきたようで、にもかかわらず去年はわずか1ランク上がったの130位に甘んじており、去年11月には、捲土重来を期し各行政庁総出で必要なリフォームを検討し始めたという報道がよくされていました。確かにインド

の制度変更ぶりは私もついていくのが大変でした。それが一定の結果に収斂し、ジャイトリー財務大臣も、「これでいよいよ50位も見えてきた、と、更に勢い込んでいるようです。

時間は1445日、コストは請求金額の31%。

今年の世界銀行「ビジネスのし易さランキング」における10の評価項目のうち、「Enforcement of Contract(契約の法的強制)」については、インドはまだ順位が低いと前々回の投稿でも指摘しましたが、今日は、同銀行の調査結果の概略についてメモしておきます。

今回調査でケーススタディの対象となった事件の内容は、以下のようなものです。

- ・商品の売買契約において買手が代金を支払わなかった事案、
- ・当該売買の目的物が、カスタムオーダーをした買手の要求を満たす性質のものだったかどうか
に争いがある(その意味で単純な貸金返還訴訟とは異なる)、
- ・訴訟手続において、目的物の性質の評価に関しては専門家の意見が必要とされた
- ・訴訟の結果、売主が勝訴し、売買代金支払請求が認められた。控訴はされずその結果が確定した。
- ・売主は、買主の財産を差押え、強制的に公に売却する手続によって代金の回収を実現した。
- ・請求金額は5万ドル。(1ドル114円として570万円)
- ・場所はムンバイ。

以上の条件の事例で、訴訟の時間、費用に対する結果は、以下のとおりです。

時間(日数) 1445日

(内訳)

- ・訴訟提起から受理まで 45日
- ・訴訟手続開始から判決まで 1095日
- ・強制執行 305日

費用 請求額の31%(570万円として176万7000円)

(内訳)

- ・弁護士費用 21%
- ・裁判所費用 8.5%
- ・強制執行費用 0.5%

【コメント】

時間についてはほぼ4年かかるということです。裁判3年、強制執行1年ですね。

日本の裁判はだいたいひと月からふた月に一度、期日が入りますが、そのペースで審理すれば、物の品質の問題だけで3年も必要とは到底思えません。

これまで見聞きした経験によると、インドでは裁判期日が入っても、当日、他の件が長引いた等の理由で延期になる(日本の感覚では信じ難い)ことが、しかも繰り返されることがあるようであり、「問題」があるとしたら、人的資源の不足・期日進行の合理化の是非、ということなのかと思われま

す。
強制執行については、日本でも不動産の完了には1年程度かかりますが、動産の場合は評価にそう時間が必要でもないので通常そこまで長くはかかりません。ここは、インドの強制執行の実際手続の内容及び現実をもっと知る必要があるなと思いました。

費用については、弁護士報酬は事務所ごとに全く違いますので何とも言えないですが、私の事務所の規程からするとかなり高額でした。

また、裁判所費用とされるものは、日本だと印紙代は570万円の請求で1%以下の金額なので(3万4000円)、これまたかなり高いです。裁判所費用の体系については調査しないと思いました。

<http://www.doingbusiness.org/~media/WBG/DoingBusiness/Documents/Profiles/Country/IND.pdf>

世界銀行のレポートは以上のリンクのもので、訴訟に関する評価は、109頁以下になります。

3 4、【速報】本日判決が出ました（NTTドコモ社とタタ社の件）

(2017年4月28日)

ブログですが速報です(笑)。

日本でもその進捗が逐次報道されてきた、NTTドコモ社とインドのタタ社との紛争ですが、インドの経済紙「mint」が先ほど報じたところによると、本日、デリー高裁が判決(verdict)を下したようです。

[Tata Sons-NTT Docomo case: Delhi HC clears \\$1.17 bn arbitral award](#)

mintの第一報によれば、裁判所はRBI(インド準備銀行)の訴訟参加(intervention)を退けた、とのことのみでした。

具体的には、ドコモがタタを相手に申し立てた強制執行申立事件(本件は、通常訴訟ではなく、国際仲裁判断を得た後に申立られた強制執行手続です)に、タタがドコモへ支払うことはまかりならんと、RBIがこの手続への参加を申し立てていました。その後、ドコモとタタの間では、国際仲裁判断に従い、タタはドコモに支払いをすることで、この2月に合意が成立しており、当事者間では紛争は終結していたので、手続的には、あとはRBIの訴訟参加が認められるかが「未了」の状況でした。

私がインド弁護士に聞いたところによれば、日本と違い、インドでは、他人間の訴訟に自分も参加させると言い出すことに関して何らルールはなく、参加を認めるか否かは裁判所次第、ということだったので、本件ではこの点、当事者間で話がまとまっていることなどを考慮し、これ以上審理は進めないで打ち切ることにした、ということなのかも知れません。

いずれにせよ、この判決が出たことで、ドコモはタタから金銭の支払いを受け、同時に、保有していた通信会社の株式をタタに譲渡することが可能になり、ようやく、インド事業からの撤退を完了させられることになるかと思われます。

もっとも、本件は、外国企業がインドに進出した場合の、のちの紛争・撤退のリスクに関わる、様々な法律問題を含んでいました。具体的には、

・契約締結後に創出された行政ルールによって、合意に基づく契約の履行が妨げられてしまうのか、

・インド国外で下された仲裁判断が、インド国内の規制を理由に、争いが蒸し返され、効力を否定されてしまうのか、

・2点目については特に、インドでは2015年に仲裁法が改正され、外国仲裁判断をインド国内で再度争うことができる場合を限定的にすべく、要件が(一定程度)具体化されたのだが、そのような改正に実効力はあったと認められるか、 以上のような関心について、デリー高裁が正面から判断を下すのか、個人的には強く興味を持っていたところでして、これから判決内容が詳細になれば、それらについての解説も記していきたいと思います。

本件は、もともとは、日本のNTTドコモ社が、インド進出を図り、インドの通信事業者であるタタ・テレサービス・リミテッド社(以下「TTSL」)の株式を、タタグループの持株会社であるタタ・サンズ社から取得しましたが、その後、撤退のため、株式譲渡契約上の買戻条項(プットオプション)に基づき、タタに対し、同契約で定められた金額でTTSLの株式を買い取るよう求めたところ、インドの規制当局(インド準備銀行(RBI))は、株式の買戻はRBIのガイドラインに従って算出した金額で行われる必要があり、事前合意価格による売買は規制違反であるとして認めず(ちなみにかかるガイドラインが明確に公表されたのは上記契約締結後であった)、このことを理由にしてタタはドコモの請求に応じず、支払いをしなかったため、ドコモが法的措置を講じた(国際商事仲裁手続、及びインド国内外での強制執行申立手続)という事案です。

3 5、判決全文を読んでわかったこと（NTTドコモ社とタタ社の件）

(2017年5月14日)

さて、表記事件ですが、デリー高裁の判決文を入手し、全文を読みました。
コンパクトながら説得力のある内容だと感じています。

4月28日の投稿でも触れたように、本件は、国際仲裁・強制執行手続で紛争が継続していたものの、当事者であるドコモとタタの間では、国際仲裁判断に従いタタはドコモに支払いをする旨の合意がこの2月に成立していました。しかし、手続的には、「タタとドコモの契約はインドの法規制に反する」と主張しているインド準備銀行(RBI)が自ら訴訟への参加を申し出ていたため(強制執行事件の審理手続への参加)、この申出に対する裁判所の判断が、なお必要な状況にありました。結論としては、4月28日、裁判所はRBIの訴えを退けました。

RBIは、
「ドコモが取得した株を売り戻すに際してはRBIの価格ルールに従わなくてはならず、事前に契約で合意した金額で買取を求めることはルール上認められていない(あくまで時価)」
「いくら当事者が合意しようが、国のルールに違反する合意に効力が認められていいはずがない」
「国際仲裁判断はドコモの主張を認めたが、法解釈として誤っており、誤った判断による国内での執行は認められない」

という見解のもと、それを通すために、自らこの裁判手続への参加を申し出てきたわけで、それはそれで理屈のある主張・行動だったと考えられます。

さて、裁判所がRBIの訴訟参加を認めなかった理由ですが、一言で言うと、「**参加を認める根拠条文がないから**」ということでした。

もう少し具体的に言うと、RBIに提訴権を認める明確な条文がないことはもちろん、解釈論としても、他の手続でRBIに参加の機会を明確に認めている法律があることとの比較や、法律違反の和解合意は有効ではないとしてもだからRBIが訴訟参加できるかは別問題、との指摘など、説得力のある理由づけが展開されていると感じました。

それで、RBIは訴訟参加できない、と結論づけた以上、日本の裁判所ではこれで終わりになりそうのところですが、この判決文では、もう結論はそういうことではあるけれども(Nevertheless)、RBI

が問題視していた、ドコモとタタとの契約の有効性、のみならずこれを肯定したロンドンの仲裁判断の有効性についても判断するぞと、判決文が続いていました。

そして、結論としては、仲裁判断が示した契約条項の解釈は当事者の契約意思に沿うもので、且つインドのいかなる法律にも反しないと、明確に判示していました。

このような認定になった一番の理由は、本件におけるドコモの請求が、株式売買そのものではなく(そうであればRBIの価格規制が適用され得る)、タタが契約上の義務(他の引き取り手を見つけるなど)を履行できなかったことを理由とする、損害賠償請求である(なので株式売買の価格規制の問題ではない)、と認定されたことです。仲裁判断はドコモの主張を認めてその旨の判断をしており、今回、デリー高裁もこれを適切な判断と追認した、ということになります。

なお、本判決ではもう一点、「この2月になされたドコモとタタの合意は有効か」についても別項目で判断されているのですが、内容的には実質的に二番目と重複するようなのでここでは詳細は省略します(結論はもちろん有効)。

それで、私が本件で重要だと思ったのは、まず、訴訟手続に当事者以外の者が参加できる余地について謙抑的な判断が下されたことで、それも、結局は根拠条文がないからというシンプルな理由が採用されたことです。訴訟当事者が増えていらずに訴訟手続が複雑化され長期化する、という方向性とは反対の結論が採用されたことは、それ自体歓迎すべきことと思われま

す。特に、本件は手続としては国際仲裁判断に基づくインド国内での執行手続(インド仲裁法を根拠とする手続)の話で、諸契約において、紛争解決はインド国内の訴訟ではなく第三国での仲裁によると定めてはいるが、最終的な強制執行手続はインド国内で申し立てざるを得ない、という事態は、多くの日本企業にも該当すると思われま

す。また、もう一点は、海外からの投資に関係する契約について、インド国内の規制を形式的に適用するのではなく、当事者の契約意思を丹念に認定し、公正と思われる判断が下されていることで

す(正確には、そのようなロンドンでの仲裁判断を尊重しているということになります。)

ドコモとタタは、2009年の株式売買契約時、海外直接投資の関係で必要な行政上の許可を得る際、RBIをはじめとする諸ルールには従いますと一筆入れているという経緯があり(当然そうせざるを得ない)、これを強調すれば、いざ買取を求める段階で価格規制が出来ていたのであればこれに従わなければならない、という認定も、理屈上はあり得たところと思われま

しかし、今回はそうではなく、詰まるところ、この買取合意条項(プットオプション)は、投資から撤退を余儀なくされる場合でも、せめて投資額の50%は回復させるというリスク回避が目的であると認定し、そのような条項の合理性をも認めた上で、逆にRBIに、そういう趣旨の条項があることを了解した上でこの投資を了解した(と認められる)のだから、契約条項の実行が優先されなければならない、と判断されているのです。

私の予想では、デリー高裁は、改正された仲裁法の条項を活用して、「ドコモの請求にタタが応じることは確かにRBIのルールには反するが、仲裁法48条のパブリックポリシー違反とまでは言えない」というような、RBIの顔を立てながらも結論は棄却、というような認定をするのではないかと考えていました。しかし、今回の判決は、48条の棄却事由には全く該当しない、というもので、私が思っていた以上に明快な判示内容でした。

なお、RBIがこの判決を不服として最高裁に上訴することについてですが、多くのインド人弁護士によれば、やることは当然可能、ということです。私が、でも仲裁法には当事者でもない者の上訴権の根拠条文はないですよ、と聞くと、憲法を根拠として上訴はできる、とのことでした。またこの場合、上訴できる期間は、インドの民事訴訟法に基づき、判決から45日間以内となるようです。

以上

36、インドでの、国際商事仲裁判断の争われ方 ~ 第一三共社に関するニュースから

(2018年2月13日)

今日は、昨晚のThe Economic Times(ET)の記事について、日本の報道機関の方から、電話で質問を受けました。

「インドで、製薬会社の第一三共に対してシン兄弟が最高裁に申し立てたという、「Special Leave Petition(スペシャルリーヴペティション)」とは、どのような制度ですか？」というものです。

第一三共のインドビジネスの経緯・訴訟の状況については今日の本題ではないので深入りしませんが(一言でまとまっているものとしてほぼ1年前の[SankeiBiz](#)の記事を参照下さい。また「シン兄弟」への法的対応の始まりについては上の動画も参照下さい)、

・かつて買収したインドのランバクシー社の創業家一族である「シン兄弟」に、第一三共に対して350億ルピーを支払うよう命じる国際仲裁判断(シンガポール)が、2016年5月に出ており、

・第一三共は、かかる仲裁判断をインドで執行する申立てをデリー高裁に行い、シン兄弟がこれを争っていたが、今年(2018年)1月31日ようやく、同高裁は強制執行を認める判断を下した、

という状況にありました。

それが、以下のETの記事によれば、シン兄弟は、上記高裁判断について、最高裁に申立てをしたということです。

Malvinder, Shivinder Singh move Supreme Court to challenge High Court ruling in favour of Daiichi Sankyo

Read more at:

[//economictimes.indiatimes.com/articleshow/62891070.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst](http://economictimes.indiatimes.com/articleshow/62891070.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst)

ただ、この記事が、「この高裁判断を不服として最高裁に上訴することの許可を求める申立て」を最高裁にした、というような書きぶりだったため、制度的にはどうということなんだと、ご質問者の方も疑問を持たれた、ということのようでした。

以下、私の備忘的に、制度の解説を記しておきます。

インド仲裁法上、外国仲裁判断の強制執行を認める旨の裁判所の判断に対しては、上訴することはできないとされている。

1996年インド仲裁調停法において、外国仲裁判断の執行に関する裁判所の判断を不服として上訴できる場合、については、50条に規定されています(後記注1)。

そして、強制執行の可否に関する命令については、強制執行を認めない(refuse)ものだけが上訴対象と規定されています。

つまり、強制執行を認める命令に対しては、上訴ができないものとされているわけです。

他方、インド憲法上、最高裁判所には、「上訴の特別許可(Special Leave to Appeal)」を認める権限が与えられている。

これはインド憲法136条です(後記注2)。インドのいかなる裁判所やトリビューナルの判断について、最高裁は、その裁量で、自ら再度審理するかどうかを決める権限があるようです。

なので、本件の外国仲裁判断の執行に関する裁判所の判断のように、**法律ではもはや上訴できないと規定されているものについても、最高裁はその判断で上訴を受け付けることができる**、ということになります。

文献を少し確認したところ、この裁量的な最高裁の権限は、対象となる判決等に重大な憲法問題が含まれている場合や、gross injustice(甚だしい不公平)があると認める場合などに発動される、と理解されているようです。

まとめ

以上の次第で、ETの記事にある、シン兄弟が「Special Leave Petition」を申し立てたというのは、

「制度上は、もはや争えないはずの強制執行命令を、あまりにもおかしい判断だという理解(理屈)のもと、最高裁に、憲法上の救済権限の発動を求めた」

ものだと、理解することが可能であると思います。

ただ、やはりここでは深入りはしませんが、本件のこれまでの審理状況に鑑みれば、本件の強制執行判断が、例えば明らかに異常な判断である、などという理由でひっくり返されるべき余地があるようには、私には到底思えないところで、今回の申立ては、最後の悪あがき、使える制度は総動員しての時間稼ぎ、と評価されても仕方のないもののように、私には思えます。

インドで商事紛争が生じたとき、契約書に基づいて、シンガポールなどインド国外での仲裁で解決を図る、という展開は、現状、多くの企業で想定されていることだと思いますが、例えばその仲裁で自社への金銭支払いが認められたとしても、相手はインドの会社なので強制執行はインドでやることになり、インドの裁判所にその執行申立てをしたら、それも争われて、執行の命令を得るまでにまた時間がかかった、という事態もまた、多くの企業において生じ得ることです。

そして、そういう場合、インドの裁判所でようやく命令を得ても最高裁でまた争いが続けられる、ということは、法律上はないものとされています。しかし、最後の手段として、憲法に基づき最高裁にまた申立てをされる、ということはあるのだと、そしてそれは、このブログでも再三触れているように、インドは日本より最高裁の権限が強力に設計されているからなんだと、そういうことを、頭の片隅に残しておいていただけたら、と思う次第です。

<注1>

50. Appealable orders. –

- (1) An appeal shall lie from the order refusing to-
 - (a) Refer the parties to arbitration under section 45;
 - (b) Enforce a foreign award under section 48, to the court authorised by law to hear appeals from such order. なお、同法は2015年に改正されていますが、私がみた限り、49条は改正対象にはなっていませんでした。

<注2>

インド憲法136条 Special leave to appeal by the Supreme Court. **136.** (1) Notwithstanding anything in this Chapter, the Supreme Court may, in its discretion, grant special leave to appeal from any judgment, decree, determination, sentence or order in any cause or matter passed or made by any court or tribunal in the territory of India.

37、インドへの小売業進出 ~ 無印良品ニューデリー店オープン

(2017年5月19日)

今月5日、無印良品のニューデリー店のオープニングイベントが行われました。
インドでは昨年オープンしたムンバイ、ベンガルールに続く3店目になります。

在インド日本大使館ホームページの記事です。

http://www.in.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000324.html

開店に際しての、株式会社良品計画の松崎社長のインタビュー記事です。(Bloomberg)

Japan's Muji predicts big India growth after China success

<http://www.livemint.com/Industry/YwC0A6yJwLzwNFkofQ3KIL/Japans-Muji-predicts-big-India-growth-after-China-success.html>

インドにおける無印良品の展開はまだ始まったばかりであるとして(今年中にニューデリー郊外のノイダという場所にも店舗をオープンさせるそうです)、記者からの「無印の商品は地味ですがインドで通用しますか」という問いに対しても、中国進出の成功状況を背景に、「経済成長すると人々はよりシンプルで機能的な製品を好むようになるというパターンがあります」と応じてらっしゃるのが、特に印象的です。

(There is a pattern there. As countries grow economically, and there's high momentum, people tend to steer toward simpler and more functional products.)

さて、インドにMUJIが広まることは、インド在住日本人にとっても大変喜ばしいことであり、そして、無印良品に続いて、日本の小売業がインドに進出してくれることを待ち望んでいます。

無印良品のように、全ての取扱商品を同一ブランド名で販売する小売業のことを、「シングルブランド・リテイルトレーディング」と言います。無印良品は、この事業分野でインド政府の認可を取得した、初めての日本の小売業です。

正確には、株式会社良品計画だけでインドの会社を設立したのではなく、この分野に強みのあるインドの会社と共同で出資をして、インドで新しい会社を設立しています(いわゆる合弁会社)。

海外進出を図る際、彼の地のビジネス事業に精通し、商圈も確保しているような会社とタッグを組んで事業を始めることに合理性があるのは異論のないところで、良品計画も、既に海外ブランドとのビジネス経験が豊富であったインドの大会社と交渉し、各種条件について合意に至った上で、合併事業を始めています。

さて、無印良品の合併会社は事業を始めるにあたって政府の認可を取得しましたが、インドでは、外国企業がインドで会社を設立しようとする場合、全て政府の認可が必要なわけではなく、事業分野や株式の取得割合によって、認可の要不要などが細かく規定されています。(そもそも外国会社が進出できない事業分野や、100%の株式を取得できない分野もあります。)

そして、その要件は年々変更されてきており、方向性としては、個別の認可を必要とする場合は減らされてきています。

詳細は省きますが、良品計画がインド進出の検討を始められた当時と比べても、現状の方が規制は緩和されており、進出はし易くなっていると言えると思います。

ただ、このシングルブランド分野に関しては、政府認可の要不要という話以外にも、いろいろと細かい条件が付されることになっており、例えば、51%以上の外国投資(日本企業が株を持つこと)の場合は、商品の30%をインド国内で調達しなければならない、それもインドの小規模企業から、との条件もあります。

外国投資によってインドの国内産業もダイレクトに恩恵を受けるように、という趣旨の規定だと思われそうですが、進出する側にとっては、商品供給体制を縛られるわけで、進出の足かせにもなり得る条件です。

また、上記条件は、文言としてより正確には「Value of products」の30%が「source」されなければならない、という英語になっているのですが、この字面だけでは意味がはっきりしないようにも思われるところで(価値の30%を調達?)、規制の適用については事前にはっきりさせてから前に進めるスタンスで事に当たるとなると、これも進出にマイナスになりかねない条件です。

このような、認可が必要とされる場合の要件、そして各種の条件についてまとめた、「FDIポリシー (FDIとはForein Direct Investimentの略)」と呼ばれる文書が、インド政府によって毎年作成されているのですが、昨年度は昨年6月に発表されましたので、今年もそろそろ、同じ時期に照準を合わせての新たな変更があるか、注目したいと思います。

以上

38、インドへの投資が加速するか ~ 外国投資促進委員会が廃止

(2017年5月25日)

インドへの外国投資の可否を審査し、承認する機関であった、外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board : FIPB)が、昨日、廃止されました。

FIPB scrapped by Union Cabinet to boost FDI inflow

<http://www.livemint.com/Politics/cbPuYRqrG4de300IL5kkWK/Govt-scraps-foreign-investment-advisory-body-FIPB-report.html>

私がFIPBなる略称の存在を知ったのは昨年のことですが、設立されたのはインドが経済自由化に転換した1991年という、歴史ある機関です。当時は、インド国外居住者がインドでビジネスをしようとする場合、ほとんどの産業分野で政府の許可が必要だったようです。

それが月日経ち、政府の承認を必要とせず、要件を満たせば投資が認められる(いわゆる「自動ルート」の)分野が増え、且つ、100%の出資をして国外居住者が単独でインドでビジネスをすることが認められる分野も拡大されてきました。現在では、90%以上の外国投資が、自動ルートにより実施されているそうです。

更に、日本に比べても進んでいると思われる、オンラインでの申請・承認手続を進化・浸透させてきた結果も踏まえ、FIPBは歴史的役割を終えたと判断された、というのが、今回の廃止の経緯です。

FIPBの廃止に伴い、今後の政府承認はどのような手続になるのか、政府承認を必要とする分野がより減少するのかなど、新たな制度枠組みも間もなく発表されると思われます。

FIPBの廃止が手続の簡素化・スピードアップに真につながるものなのか、引き続き注目して参ります。

ちなみに、具体的な事業内容や投資比率如何により、政府の承認が必要とされ得る産業分野は、昨年6月に発表されたFDIポリシーによれば、以下のとおりでした。

鉱業

防衛産業

放送事業

印刷出版業(ニュース等を扱うものなど)

空港事業(既存のプロジェクトへの投資)

衛星設備に関する事業

民間セキュリティー会社

通信サービス業

取引業(単独ブランド製品小売業、複合ブランド小売業)

民間銀行事業

公的銀行事業

製薬業(既存会社への投資)

この点に関する変更の状況は、インドの産業政策促進局(DIPP)のホームページの「Press Note/ FDI Circular」の項目で確認することができます。

http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes.aspx

3 9、出ました！2017 年版統合版 F D I ポリシー（2017 年 8 月 28 日施行）

(2017年9月2日)

FDIとは、外国直接投資(Foreign Direct Investment:FDI)のことです。

インドの国外居住者がインドで事業を行うべく、インドで会社を設立したり、インドの企業に出資したりすることは、通貨が異なる国際間でのお金のやり取りが必要となり、外国為替の問題を生じるため、インドの外為規制に服することになります。

かかる外為規制は、直接には、1999年外国為替管理法、そして同法に基づく2000年外国為替管理規則になりますが、インドでは、同規則が制定された2000年から比較しても年々、外国直接投資を促進する方向での制度改革が続けられています。

そこで、現在では、年に1度、インド商工省内の産業政策推進局が、それまでに実施してきた通達による制度改革の取りまとめを発行し、当該時点での、インドに進出できる事業分野、出資上限や条件などが、一覧性をもって確認できるようになっています。それが「統合版FDIポリシー」です。

この「統合版FDIポリシー」、最近は毎年6月頃に発行されていたようなのですが、今年は、一定の事業分野における投資について事前承認の申請を受け付ける機関であった、[外国投資促進委員会\(Foreign Investment Prmotion Board:FIPB\)が廃止された](#)、という大きな制度改革があったことも関係してか、8月末に公にされるに至りました。

Consolidated FDI Policy (Effective from August 28, 2017) ([統合版FDIポリシー\(2017年8月28日施行\)](#)) http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf

今日のブログ、ここからは、全112ページの解説はとてもできないので、私が今年度版にざっと目を通して、2016年度版から変わったと気づいた点を、備忘録的に列挙するとともに、若干の解説を付しておくことにします。

////////////////////////////////////

<2016年版からの変更点> 投資を受けることができるインドの事業体(Eligible nvestee entities)に関する項目立てに、新たにスタートアップ(Startup companies)が加わった(3.2.6)

第3章(FDIの一般条件)に「送金・報告・違反」の項目が加わった(3.9) 第4章がFIPBに関する規定から「政府承認の手続」に関するものになった 第5章の「産業ごとのFDIの条件」では以下の点に変更された

- ・ 防衛産業への投資の上限持分が100%になった
- ・ 航空輸送サービスへの投資の上限持分が100%になった
- ・ 民間セキュリティー会社への投資の上限持分が(地味に)76%までにアップ、しかも49%までは自動ルートになった
- ・ 単独ブランド製造小売業のSourcing norms(インド国内での調達を義務づける規制。5.3.15.3(2)(e))について、最先端技術を伴う製品やインド国内での調達が可能でない商品に関しては、開業から3年間は適用されないこととなった(40頁。5.3.15.3Note()) <解説>

スタートアップへの投資について

日本でスタートアップ企業というと、新たに革新的なビジネスモデルを開発する、急成長する、というイメージの「起業」が想起されているように思いますが、インドでStartup companyという場合も、基本的には同様です。

具体的には、インドのFDIポリシーで語られるスタートアップの定義は、同ポリシーと同様に企業省(産業政策促進局)の通達で定められており(2016年2月17日付通達。[こちらをご参照下さい](#))、基本的には、**設立から5年以内、年間総売上が2億5000万ルピーを超えない年がある、テクノロジーや知的財産でドリブンされる製品・サービスの革新・発展をその事業とする**、という企業を指すものとされています。

このようなスタートアップに、外国ベンチャー投資家(Foreign Venture Capital Investor:FVCI)が、様々な形態の投資ができる旨を、今回のFDIポリシーは明示するに至ったものです。(なお、FVCIの定義は、同ポリシーの7頁(2.1.19)に規定されています。)

スタートアップへの投資に関しては、下記のmintの記事もご参照下さい。

[FDI consolidated policy includes start-ups, allows 100% FVCI](#)

単独ブランド製品小売業のSourcing normsについて

単独ブランド製造小売業(Single Brand Product Retail Trading)は、インド進出日本企業としては、無印良品さんがこれに該当します。

この事業分野において、51%以上の外国投資がされる場合、製品価値の調達の30%はインド国内で行われる必要がある(それも中小企業等からが望ましい)、というのが、Sourcing normです。

外国投資によりインドの国内経済を潤す、という観点からは、インド企業の仕事を増やそうとするこのSourcing normsはもっともな発想なのですが、30%もインド国内で調達しなければならないというのは、無印良品の製品で想像してもかなりハードルが高いように思えます。

今回の統合版FDIポリシーでは、このnormが一定期間不適用となる場合について規定を設けており、その一つが、最先端技術を用いた製品の場合です。「state-of-the-art」「cutting edge」は新聞でもよく見かける単語で、いずれも最先端という意味を表すようです。

なお、今回定められたのは開業から3年間の不適用ですが、そもそもかかるSourcing normは廃止が望ましいのではないか、ということも政府で検討が始まっているようです。この点については同じくmintの以下の記事をご参照下さい。

[FDI in Retail: Panel on waiver of local sourcing norms set up](#)

-

////////////////////////////////////

今日の投稿は以上になります。

繰り返しになりますが、改正の方向性は一貫して、**インドの経済成長、そしてますますの雇用を確保するために、外国投資の条件は緩和され続けており、インド進出可能な事業分野、出資上限、政府承認が不要な場合(「自動ルート」と呼ばれる)がそれぞれ拡大傾向にあることは、今年度版においても変わっていません。**

以上

4 0、インドでの知財問題に対する支援状況

(2017年5月16日)

今日はJETRO(ジェトロ。独立法人日本貿易振興機構)のニューデリー事務所を訪問させていただきました。

こちらには、2012年から知財専従の職員の方が派遣されているそうで、現在も特許庁の職員の方が知的財産権部長として赴任されています。

お話をお聞きして、インドでは、JETROを中心に、日本企業の知財問題に対する対処活動が、非常に活発に行われていることがよくわかりました。

まず一つは、多くの日本企業が会員となっている、知財問題の研究会が存在し、定期的に会をひらいて活動していることです。そこではインド法弁護士を講師に迎えてのセミナー等も行われているようです。

インドでの知財問題は、その重要度からして、インドの現地法人だけで事に当たるというよりは、日本の本社が対応方針を決定するのが通常かと思われませんが、そのような場合に本社の意思決定に資すると思われる、インドにおける最新の制度状況や、はたまた知財問題で信頼できるインド弁護士の情報まで、インドの現場で、常に理解が進められているわけです。

二点目は、JETROにおいては私が想像していた以上に、インド側の知財担当官や、ひいては裁判所の裁判官とも、相互に積極的な交流が図られているということです。

新興国であるインドでは、知財といってもそもそも制度的に大丈夫なのか、利用して効果はあるのか、という懸念・イメージを持つ方もいるかと思いますが、裁判制度を含めて制度的には信頼できるものであり、例えば暫定的な差止決定は即日言い渡されるなど、むしろ日本よりスピーディーで効果的である実態もある、ということは、私もこの一年の活動で認識しつつあり、日本でもっと知らしめたいと思っていたところでした。

そこを、JETROでは、例えばインドの最高裁判事をスピーカーに招き、日本企業向けセミナーを実施するなど(日本でも、インドの日本企業向けにも)、スケールが大きいというか、インパクトのあるやり方で、インドの最新の知財裁判制度等を日本に紹介する活動をされています。さらに、今日お聞きしたところでは、JETROサイドからだけではなく、インドの裁判官の側からも、「インドの制度的な努力を知ってもらって日本からの投資の促進に貢献したい」として、このような取り組みに積極的な姿勢を示してもらっているということで、司法関係者等と極めて良好な関係を構築・維持されていることがわかりました。

そしてもう一点、特筆すべきと思ったのが、ニューデリーのJETROでは、日本企業からの質問、例えばインドの知財制度に関する一般的な質問等にも対応されているとのことでしたが、そのような、いわば受け身の支援にとどまらず、インド側にインドの問題状況の解消を積極的に働きかけるような活動もされていることです。

前記の研究会の活動で集約された日本企業の困難状況を、制度的な提言に落とし込んで建議書としてインドの行政サイドに提出すること。のみならず、実際に建議書の事項を協議する場をセッティングすること。また、インドの税関職員向けに、模倣品の見分け方に関する講習を企画すること。

このような、いわゆるロビー活動や、インドにおけるオペレーションの改善を目指す活動も、多くされている様子で、プロアクティブなというか、インド側と相互の意思疎通も重視されていることは、とても印象的でした。

インド弁護士を起用して知財判例の分析まで実施するなど、予算が潤沢で羨ましいと思うこともしばしばでしたが、以上のように、この分野での日本国としての支援体制は、かなり充実したものになっているものと感じられました。

(なお、インドにおいては日本大使館にも経済産業省の職員の方が知財担当として赴任されており、そちらも日本企業向けの相談窓口になっているとのことでもありました。)

本年度、私も上記のような活動に、是非加わりたいと思うとともに、知財以外の分野においても、制度現状を前提とした受け身の対応だけではない、積極的な働き掛け活動を模索する必要性を感じたところです。

JETROの、インドにおける知的財産に関する情報のホームページはこちらです。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip.html>

以上

4 1、アマゾンの攻勢に業界 1 位と 3 位が合併か：インドのネット通販の現状と、合併に関する法的規制

(2017年6月13日)

日本では、今日(6月13日)の日経の朝刊1面で、インドのネット通販の合併話が報じられていたようですね。

ソフトバンク、成長市場テコ入れ

<http://www.nikkei.com/article/DGKKZO17594550S7A610C1TJ2000/>

インドにおけるネット通販の勢力図は、

首位: フリップカート(Flipkart)

2位: アマゾン

3位: スナップディール(Snapdeal)

という状況らしいのですが、日経の記事は、スナップディールの筆頭株主であるソフトバンク社が、アマゾンの攻勢にさらされている点では同じ立場である首位のフリップカートに接近し、合併の合意を取り付けた、というものでした。

この点、インドの新聞でも、Eコマースの記事を見ない日はないと言っても過言ではありません。各企業の追加出資の話、アマゾンが食品販売について政府許可が得られそうだとの話、など様々ですが、この合併の話は、かなり長期間、報道が続いている印象です。(ただ、合意に至った、という断定的な報道を目にした記憶はこれまでありませんでした。)

他にも、例えば以下の記事は、インドのEコマースでは、今後アマゾンが支配的地位を確立するのではないか、というものです。

Amazon to dominate Indian e-commerce market in the long run: KPCB report

(長期的にはアマゾンがインドのネット通販を支配する : KPCBレポート)

<http://www.livemint.com/Companies/vDsedgFhBhDrFcXJK0irnN/Amazon-to-dominate-Indian-ecommerce-market-in-the-long-run.html>

アマゾンの売り上げは今年1月から3月期は前年比80%増と、ひとり驚異的な成長を続けているそうです。

また、日本と同じイメージのプライムのサービスもあり、送料無料に、動画見放題もついています。そして、価格は驚きの、年間で499ルピー(約850円)で、日本より更に安い感じ。ちなみにマクドナルドのマハラジャマックノンベジセット(ダブルチキンバーガーセット)が300ルピーです。日本のアマゾンでは(確か)有料だったハリウッド版ゴジラも無料に含まれるなどラインナップも新しい気がします。このサービスは、やはり大きな強みになっているのでしょう。

他方、現在1位のフリップカートについても、例えばこの記事は、同社はネット通販だけでなく、食事の配達やタクシーの予約、旅行の計画まで統合された「何でもアプリ」の発表を今年中に予定している、という内容です。顧客の囲い込みを、提供サービスの拡充・統合により行っていくという、アマゾンとは異なる同社の試みが報じられています。

Flipkart plans to roll out the one app to rule them all

(フリップカートがワンストップアプリの公開を予定)

<http://economictimes.indiatimes.com/small-biz/startups/flipkart-plans-to-roll-out-the-one-app-to-rule-them-all/articleshow/59119116.cms>

何せ人口13億で、アマゾンがまだ2位で、まだまだ10億近い人々にはインターネットがこれから繋がる、という状況ですから、インドのEコマースがとびきりの「成長市場」であることは間違いないところですよ。

「両陣営」の今後の取り組みに今後も注目していくとともに、個人的にも、とっつき易さでアマゾンはインドでも既に使っているのですが、フリップもスナップも、一度使ってみようと思います。

.....

一方、今日の記事は日経の一面に掲載されたということもあり、日本から、法的な側面に関するご質問も頂きました。

業界1位と3位の合併というのは「あり」なのか、具体的には、インドには日本の独占禁止法のような競争法はないのか、あるとしたらその規制対象にはならないのか、という話です。

この点、インドにも、2002年競争法(The Competition Act, 2002)という法律が存在します。

そして、同法には、「combination(企業結合)」を規律する条文が定められており(5条及び6条)、具体的には、その関連する市場における競争に、相当の悪影響(an appreciable adverse effect)を生じさせるか、又はそのおそれのある企業結合をすることはできない、と定められています。もしなされても、そのような企業結合は無効(void)です(6条(1))。

その上で、本件(フリップとスナップの合併)と同法との関係についてですが、結論としては、

この合併が実施されれば、5条が規定する「企業結合」には当てはまると思われる(法的に合併であること、そして売上高などの基準も該当すると思われることから)、

しかし、この合併がインドのEコマース市場に「相当の悪影響」を生じさせるか、を考えると、何と言ってもアマゾンという世界の巨人が猛烈に成長しているという現状があり、合併会社がこれと競争しなければならない状況は変わらず、この1点からしても、「相当の悪影響」は認められず、合併が無効ということにはならない、

ということになるのではないかと、私としては考えています。

より詳細な考え方を知りたい方は、インド競争委員会が作成したよくある質問集が参考になると思うので、ご参照なさってください。

Q,の18から23が企業結合に関するFAQで、なかでも22が「相当の悪影響」の判断手順の説明になっています。

Competition Act, 2002 Frequently Asked Questions

http://www.cci.gov.in/sites/default/files/advocacy_booklet_document/FAQ.pdf

最後に、法的規制の関係でもう一つ、今日のThe Economic Timesで、本件合併はFema(Foreign exchange management act: 外国為替管理法)の問題に直面するだろう、との記事が掲載されていて、これも、具体的には何が問題なのか気になりました。

Flipkart's Snapdeal acquisition may face Fema bump

<http://economictimes.indiatimes.com/small-biz/startups/flipkarts-snapdeal-acquisition-may-face-fema-bump/articleshow/59116412.cms>

読んでみたところ、内容の骨子としては、

- ・インドでEコマース事業を行なっているのはフリップカートインターネット社(FI社)であるが、同社はシンガポールを所在地とするフリップカート社(FK社)の100%子会社である。
- ・今回のフリップとスナップの合併は、スナップの株主と、FI社の株主であるFK社との間で、FK社の株式をスナップの株主に発行する方法(株式交換)により実行されるものと思われる(スナップの株主がその方法を望むと思われる。)
- ・そうすると、海外企業(FK社)が現金以外の対価でインド企業(スナップ社)の株式を取得することになるので、RBI(インド準備銀行)の特別の許可が必要になる。
- ・また、インド居住者(一部のスナップの株主)が海外企業(FK社)の株式を取得することに関しては、ODI(Oversea Direct Investment)のガイドラインの規定を遵守する必要がある。

というものでした。

RBIの特別の許可の根拠条文が何条なのか、ガイドラインの関係でどのようなことに留意する必要があるか、というところまではまだ調べはついていませんが、インドの国内外の居住者間における株式取引については、外国為替管理法が関係してくる、ということを改めて認識し、引き続き、以下のRBIのFAQを精査することとしたいと思います。

https://www.rbi.org.in/scripts/FAQView.aspx?Id=32#_Toc453240603

と、整理したところで今日は以上です。

4 2、【本日施行】インド不動産開発法。しかし各州が作成すべきルールの作成が間に合っていない。これもインドでよくあることか。

(2017年5月1日)

本日、Real Estate (Regulation and Development) Act, 2016(2016年不動産(規制・開発)法)について、昨年5月に施行されていなかった部分が施行されました。

条文はこちらです。

http://mhupa.gov.in/writereaddata/Real_Estate_Act_2016.pdf

また、所轄省庁であるThe ministry of housing and urban poverty alleviation (住居及び都市貧困問題対策省、とでも訳されましょうか)のホームページに、スライド資料による概要説明が掲載されています。

[The presentation on the Real Estate \(Regulation and Development\) Act, 2016](#)

法律の概要としては、不動産開発業者は、新たに設立される「規制当局(regulatory Authority)」に登録をすることが義務付けられました。また、一定規模の不動産プロジェクトについても登録が必要になり、当該プロジェクトについて各種の情報開示がなされることとなります。顧客から受領した預り金の一定額を所定の口座で保管する等の義務も課されています。

このように、不動産取引の透明性を確保し、顧客保護を図る趣旨の法律の施行が、本日、インドで完了したことになるはずでした。

ところが、土地の規制の問題はその土地ごとに独自性を認めるという趣旨なのか、同法では各州に対し、同法に基づきそれぞれの具体的な規則を作成するよう定めており、それらは2016年の10月31日までに作成されて公にされるものと規定されているのですが、本日の新聞報道によれば、何と、大半の州で、まだ規則が出来上がっていないそうです。

(条文は「Government shall make rules」とshallが使われているので、規則を作成するのは各州の法的義務のはずなのですが。84条(1)です。)

更に、上記の「規制当局」も、各州において昨日(4月30日)までに設置しなければならないと定められているのですが、こちらも未了の州がほとんどのようです。規制当局ができていなければ登録もできず、そうすると、新規プロジェクトも進められない、ということになってしまいそうです。

不動産開発業者の登録は、本年7月30日までに行われなければならないとも規定されているので、最後の最後、さすがにこれが可能になるようには、ということで、各州も帳尻を合わせてくるのかなと、インド感覚からすると想像されるところです。

新聞記事はこちらです。

Is India ready for the Real Estate Act? (mint)

<http://www.livemint.com/Companies/KdQ5ALMHkjLbXK38D6oql/Is-India-ready-for-the-Real-Estate-Act.html>

以上